

平成29年 9 月 11 日 第 3 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第 2 日)			
出席議員 (10名)	1 番 向 井 正	2 番 吉 田 豊	3 番 田 中 静 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 漆 原 悦 子	6 番 井 上 正 宣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 原 田 希
	10 番 寺 崎 太 彦		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教育長職務代理者 時 津 昌 昭	会 計 管 理 者 岡 義 行	
	総 務 課 長 江 崎 文 男	ま・ち・ひ・と・し・ごと・の・こ・え 北 村 玲	
	財 政 課 長 高 島 浩 介	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 河 上 昌 弘	税 務 課 長 坂 井 忠 明	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢動丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年9月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝征	1. 佐賀国体 2. 町施設利用料金 3. 道の駅構想 4. 道路請願
2	9番 原田 希	1. 子育て支援について 2. 道路整備について
3	1番 向井 正	1. 英語教育について 2. 公共交通について 3. 災害対策について
4	2番 吉田 豊	1. 子育て支援 2. 老人福祉 3. 町道整備 4. 上峰町振興対策 5. 農地転用の許可基準について 6. 町長施政方針に対する各課長の取り組み（総務課）
5	8番 大川隆城	1. 学童保育について 2. 地区懇談会で出た意見に対する対応はどうか 3. 教師、講師が足りない件について 4. 国民健康保険広域化について 5. ねこの避妊助成はどうなるのか

午前9時38分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日の会議の開始がおくれましたことにつきまして、傍聴者の皆様、執行部の皆様におわびいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会

議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1．一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。今回の平成29年7月の九州北部豪雨により被災されました皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願います。

さらに、本日で例の東日本大震災、6年半になります。2011年3月11日ということで、6年半の経過となりました。先日報道されました内容を見てみますと、避難生活者の方が東北3県で8万7,000名と、多くの方が避難生活をされております。亡くなられた方1万5,894名、関連で亡くなられた方が3,591名と、多くの方が犠牲になっておられます。さらに行方不明者の方が2,546名と、そういう数字で公表をされました。復興を願っております。加えまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

我が町におきましても、備えが大事であります。今回、財政課長のほうより報告がございました継続事業の防災行政無線整備事業ということで、2年間で整備されたわけでございます。どうぞこの事業につきましても有効活用されるように、しっかりと実行していただきたい。火災発生のおきも、この防災無線が活用できないものかと、そういうふう感じております。

それでは、通告順によりまして一般質問を申し上げたいと思います。

1番目に、佐賀国体が平成36年に予定されているようでございます。前回開催年度はいつであったのかと。さらに、種目会場の提供ですね、要するに20市町の中でこの競技に対する会場の提供という県からの割り当て等があったのかどうか、そこら付近をお尋ねしたいというふうに思います。

次に、2番目に、町施設利用料金、いわゆる社会教育関係でございますけれども、資料をいただいておりますので、説明をいただきながら質問したいと思いますけれども、現状の分の改訂の予定が今後あるのかないのか、そこら付近をお尋ねしたいというふうに思います。

次に、3番目に、道の駅の構想ということで、取り組み経過ということで書いておりますけれども、これにつきましては、3月31日の補正で予算措置がなされましたけれども、この道の駅基本構想の中身につきましては、いわゆる道の駅関係と市街地の再開発関係も入っていたんじゃないかなと、そういうふうに思っております。行政報告によりますと、町長

のほうから基本構想はでき上がっておるという話も伺っておりますので、そこら付近をお尋ねしていきたいというふうに思います。

次に、道路請願ということで、私はこの変則5差路の改良事業のことにつきましては、6年間訴えを続けてまいっております。請願に賛同された皆様方の声も、切実な声を聞いております。担当課長としてこの請願内容は熟知されておると思うので、引き継ぎも十分受けておられると思うので、そこら付近の担当課長としての気持ち等々を伺っていききたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、佐賀国体、質問要旨、種目会場提供はについて答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

4番碓勝征議員からの御質問事項1、佐賀国体、要旨(1)、種目会場の提供はについて、ただいまから答弁をいたします。

平成35年国民体育大会、全国障害者スポーツ大会が佐賀県にて開催されます。前回の開催の年は昭和51年となっております。

現在のところ実施競技にいたしましては、国民体育大会が38競技実施されます。また、全国障害者スポーツ大会が13競技行われます。国民体育大会の競技は競技ごとに競技会場を選定することとなっております。現在のところ陸上、水泳、体操、ラグビーフットボールは県総合運動場、続きまして、サッカーは県総合運動場、佐賀市健康運動センター及び鳥栖市ベストアメニティスタジアム、北部グラウンド、テニス競技につきましては県総合運動場、県森林公園テニスコート、バスケットボールは唐津市3体育施設、レスリング、なぎなたは嬉野市総合体育館、セーリングは唐津市にある県営ヨットハーバー、ウエイトリフティングは有田町の焱の博記念堂、ハンドボールは小城市、神埼市の3体育施設及び吉野ヶ里文化体育館、自転車は武雄競輪場、卓球は基山町総合体育館、軟式野球は唐津市野球場、鹿島市民球場、嬉野市みゆき公園野球場及び有田町赤坂球場です。相撲につきましては玄海町社会体育館、バドミントンにつきましては唐津市文化体育館、弓道につきましては多久市弓道場、アーチェリーは鹿島市陸上競技場、ボーリングは佐賀市ボウルアーガス、トライアスロンは唐津市、クレール射撃は佐賀市、高等学校野球はみどりの森県営球場、ソフトボールは白石町、太良町と1次内定が今なされております。

そのほかの競技、ボート、ホッケー、バレーボール、ソフトテニス、馬術、フェンシング、柔道、ライフル射撃、剣道、スポーツクライミング、カヌー、空手道、ゴルフは開催場所の内定がまだ未定になっております。

上峰町としましては、武道館の建設整備が国体の補助対象となることを見込み、剣道の開催を希望しておりました。平成29年4月の県の説明会で、新設の整備に対する補助は対象外

ということを御説明を受けました。つきましては、現状の施設に対する仮設費と競技運営のための改修が対象となるということです。

県へ確認いたしましたところ、現在、剣道実施場所につきましては県の剣道連盟との調整中とのことです。施設整備ができたとしても、施設の規模から上峰町での実施は難しいとお話をいただいているところでございます。

また、9月末までに12月に行う開催場所の2次内定につきまして、今、県におかれまして調整が行われております。上峰町の現在の施設で競技できる施設としては、中央公園多目的広場においてのソフトボール競技ができないかと、今、県から打診を受けているところであります。

県内全市町で38競技を実施することが基本となっております。実施できる施設から考えますと、ソフトボール競技の受け入れ検討を行う必要があると現在のところ思っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○4番（碇 勝征君）

ただいま課長のほうからは種目が38種目ということで、国体実行委員会ですかね、そちらのほうで種目会場が決定しておるところと未定の種目があるようでございます。課長のほうからもろもろ説明ございましたけれども、要するに国体の種目会場地の取り扱いにつきましては、国体実行委員会ですかね、そちらのほうから一方的に、この種目はあなたのまちでやってくださいとか、そういうことが主であるのか。主であったと思うけれども、あるのかということと、それから、市町から希望取り扱いがあったのかどうか、そこら付近の流れをお伺いしたいというふうに思います。

話によりますと、現有施設で活用できる施設は中央公園ということのようでございます。ぜひこの国体、いわゆる47都道府県の祭典と私は思っておりますので、祭り事というふうに思っておりますので、ぜひ我が町でも1種目でも取り扱いできるような方向で思っておりますので、いま一度前段の答弁をお願いいたします。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

先ほどの競技の開催場所につきまして、こちらの市町の希望、もしくは大会実行委員会のほうの意向ということの問い合わせだと思えます。

まず、今までの流れを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、平成28年9月に県の実行委員会のほうから競技会場の意向調査があっております。9月時点では上峰町の現状の施設から考えますと、先ほど申し上げた中央公園のソフトボールが、以前、国体の九州ブロック大会の開催地としまして使用したということもございまして、ソフトボールができますということで意向調査に回答いたしております。

その後、平成29年1月に第2回目の競技会場の意向調査が県よりあっております。そのと

きに上峰町としましては、剣道のほうに変更という形で、剣道の開催地ということで希望調査の意向を示しております。これも先ほど申し上げたとおり、武道館の建設ですね、そういった関連もありまして、29年1月に剣道ということで意向を示しております。その時点では、先ほど申し上げたとおり、施設の新設の整備等を踏まえての希望になっておりました。先ほど申し上げたとおり、4月の会議にて新設の整備につきましては今回補助対象にならないということで回答をいただいているところでありましたが、開催希望といたしましては、剣道という意味を示していたところでございます。

9月の初旬に県のほうから上峰町にお越しいただきまして、今、この開催地についていろいろ問い合わせをしていただいたところであります。その中で、県としましては、上峰町及びみやき町を含めてソフトボールの受け入れをということで今考えているというお話を受けました。今、その話をされた時点でありまして、上峰町もお聞きしたということで、またその後、みやき町に行ってそのお話をするというところで、まだその結果のほうは県のほうには伝えていないところでございます。

以上が質問に対する回答になります。

○4番（碓 勝征君）

ソフトボールが有利なようでございますので、仮設費の助成費もあるということでございますので、ぜひ経済的支援をいただきながら、このソフトボール種目の誘致といいますか、希望をしっかりと申し上げていただき、仮設の修理と申しますか、そういう部分があれば、しっかりと取り組んでいただき、希望をしっかりと県のほうに、いただきたいというふうに思います。

済みません、先ほど課長のほうから35年度という話だったんですけど、開催は36年度じゃないんですかね。私、36年度開催ということを知っていましたので、それは後でまたお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、前回は昭和51年ですかね、かなりの年数が経過しての今回の佐賀国体のようでございますので、佐賀国体が成功するためには、県民、20市町挙げて、ぜひ47都道府県のスポーツの祭典のイベントでございますので、しっかりと取り組んで、成功できるような方向で事務局としてもしっかりと意見を述べていただきたいというふうに思います。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

開催年度でございますけれども、平成35年になります。月につきましては、先日、確認いたしましたところ、9月末から10月の初旬で今のところ予定しているということをお聞きしております。

以上になります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 2、町施設利用料金、質問要旨、現状は、改訂の予定ないのかについて答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

4 番碇議員のほうから、質問事項 2、町施設利用料金、要旨(1)、現状は、改訂の予定ないのか、資料を求むについて、ただいまから答弁いたします。

生涯学習課が管理しています施設の利用料金につきましては、上峰町民センター、体育館の上峰町体育センター、武道館、ゲートボールコート、テニスコートがある上峰町社会体育施設、上峰町中央公園多目的広場、上峰町民プール、上峰小学校運動場の夜間照明施設の利用時にいただいております。その他、上峰小、中学校の屋内体育館につきましては、学校利用以外において施設を利用されたときに利用料金をいただいているところでございます。

では、資料のほうをごらんいただきますようお願いいたします。

資料の 1 ページになります。

一番上です。上峰町体育センターの料金になります。体育センターを個人で利用いたしますと、高校生以下が 2 時間以内で町内 50 円、町外 150 円、一般で利用しますと 2 時間以内 100 円、町外が 300 円、団体利用で利用しますと、利用料、1 時間につき町内 210 円、町外 630 円、また、夜間照明利用につきましては 1 時間町内 210 円、町外 630 円となります。

中段になります。上峰町社会体育施設利用料金になります。武道館を利用しますと、個人使用、高校生以下でありますと 2 時間以内、町内 50 円、町外 150 円、一般の利用になると 2 時間以内、町内 100 円、町外 300 円、団体利用になりますと、使用料、1 時間当たり町内 210 円、町外 630 円、照明使用料、1 時間につき町内 210 円、町外 630 円。ゲートボールコートにつきましては、2 時間以内で町内でありますと 210 円、町外 630 円。テニスコートにつきましては、使用料（1 面につき）、2 時間以内であれば町内 210 円、町外 630 円、照明使用料につきましては 1 時間 210 円、町外 630 円です。

その下になります。上峰小、中学校屋内体育館使用料につきましては、団体利用のみになっております。半面使用いたしますと、1 時間当たり 210 円、照明使用料につきましては 1 時間当たり 210 円となっております。

一番下になりますけれども、運動場夜間照明施設使用料、こちらのほうは上峰小学校のナイター設備になります。これにつきましては、30 分ごとに町内が 780 円、町外が 2,340 円となっております。

2 ページになります。

2 ページの一番上になります。上峰町民プールの使用料です。個人使用であり、高校生以下の場合は 1 回使用につき町内の方が 50 円、町外の方は 150 円、一般利用者につきましては 1 回当たり町内 100 円、町外 300 円、専用使用につきましては 2 時間以内で町内 3,150 円、町外 9,450 円となっております。

その下になりますけれども、上峰町中央公園多目的広場と夜間照明施設及びミーティングルーム使用料になっております。多目的広場につきましては、全面で町内の方が利用しますと420円、町外の方が1,260円、多目的広場の半面を利用しますと1時間当たり町内が210円、町外が630円。夜間照明施設につきましては、30分当たり町内が1,100円、町外が3,300円。ミーティングルームにつきましては、町内が1時間につき210円、町外が630円。冷暖房使用時につきましては、1時間当たり町内210円、町外が630円となっています。

続きまして、3ページになります。

3ページのほうが上峰町民センター施設使用料金になっております。一番上のほうが公民館のホールの使用料になっております。区分のほうが分かれておりまして、9時から12時、13時から17時、18時から22時、9時から17時、13時から22時、9時から22時というふうに早見表を添付しているところであります。右から2番目の表になりますけれども、大体1時間当たりの単価のほうが、これを見ていただければわかるかと思えます。ホールにつきましては、大体1時間当たり2,100円という計算になります。かつ冷暖房を使用すれば1時間当たり3,400円という形になります。

飛ばさせていただきまして、改善センターです。103号室、調理実習室につきましては、これも一番右から2番目にいきますと、1時間当たり大体860円と、冷暖房費が430円となります。和室につきましては、3部屋ございますけれども、1時間当たり大体210円程度になっております。冷暖房費も同じく210円程度となっております。

また、下の公民館の欄ですけれども、205と書いているところですが、視聴覚室のほうが1時間当たり大体430円と冷暖房費が540円となっております。

この町民センターの使用料につきましては、町外の方は3倍料金をいただいているところでございました。平成26年4月から、いわゆる町外規定を廃止しまして、先ほど申し上げたとおり、町民センターの利用料金は町内、町外関係なく先ほど申し上げた料金で利用していただくようになって、利用者が増加した傾向がございます。

続きまして、利用料金の改定の予定につきましてです。

料金の改定につきましては、町民センターのほうは今現在、町外を外したところで運用しております。また、町外料金につきましては、体育施設等はほとんどが3倍料金をいただいている現状がございます。それにつきましては、今後、近隣の市町等を調査いたしまして、また利用状況を把握し、施設の利用拡大が一番の目的だと思っておりますので、検討が必要かと考えております。その中で、施設の利用料金のほうも見直しが当然必要かと思っております。

生涯学習課としましては、住民の方によりよく利用していただきやすい施設をこれからも維持、また、料金等も検討していきたいと思っておりますので、皆様の御意見等をお伺いしながら、今後、検討していきたいと思っております。

私からは以上になります。

○4番（碓 勝征君）

課長のほうから資料につきまして説明をいただきました。確かに町民センターのホール関係ですかね、町民センター全てですけれども、町内、町外の利用料金の撤廃ということで26年度から対応されておるということでございます。

私は以前、平成25年2月の定例会で利用料金の見直しについてお尋ねをした経緯がございます。そのときに、生涯学習委員会に諮り検討すると、近隣の資料等々も取り寄せて、取り扱いにつきましては検討するという事で答弁をいただいております。今、課長のほうから説明があったんですけれども、後段においては、よりよい利活用をしていただくために取り扱いについてはしっかりと検討するという事であったんですけれども、1つお伺いしたいのは、生涯学習委員会を今まで開いて検討した経緯があるのか、そこを1つお尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

生涯学習の検討委員会開催の経緯について御説明いたします。

平成25年7月に検討委員会を開催いたしております。その中で、町民センターの利用料金についての検討をいただいております。その審議会の中で、そのままというか、町の提案としましては、3倍料金を撤廃するという案につきまして皆さんの賛成をいただいて、条例の改定に結びついたところでございます。

以上になります。

○4番（碓 勝征君）

開催されたということのようでございます。

いずれにいたしましても、他の施設も利用料金の町内、町外の差というのは私は解消していただきたい。これをする事によって利用者もふえますし、上峰町の存在もしっかりと見直しといいますか、存在を確認していただくということになろうかと思います。将来的には、大きく言えば人口減少の歯どめと申しますか、定住策とか人口増等々にも大いに参考になるような事例になると思いますので、ぜひ社会教育施設等々の町内、町外の利用料金の撤廃を前向きで取り扱いしていただくように強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、道の駅構想、質問要旨、取り組み経過はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の3、道の駅構想、要旨の1、取り組み経過はについて答弁をいたしたいと思います。

道の駅につきましては、今年度、基本構想、基本計画の策定を行うこととしておりまして、

このうち、今般、基本構想がまとまりましたため、近く公表を予定しております。

この基本構想の策定に当たりましては、上峰町を中心とした商圈調査を実施するとともに、競合する店舗等の状況や町内の交通量などについてデータを収集しております。また、住民会議を開催することで住民の方々の意見を聞き取り、構想策定の参考としております。

今後はこの基本構想を基礎としまして、年度末をめどに建設する施設の具体的な機能や規模、必要な予算、また、建設予定地の絞り込みなどを行い、基本計画として取りまとめることとしております。

なお、議員から質疑の中で、道の駅の整備と中心市街地の整備、これは含まれるかという御質問がございました。この道の駅の整備について、現状ではこの基本計画を取りまとめたものでございます。建設候補地については、今後、具体的に絞り込みを行ってまいりますので、道の駅と、それから中心市街地の整備ということは今のところ別の事項、別途検討をする事項として捉えているところでございます。

私からは以上です。

○4番（碇 勝征君）

室長のほうからは、いわゆる道の駅の基本構想に限定された今回の基本構想の策定ということのようでございます。公表を予定しているということでございますので、議会の中に改めて説明があるというふうに思いますので、深くは質問いたしませんけれども、住民会議をやられたということでございますので、メンバーがどういう構成であるのかということとつお伺いしたいし、主な意見等々はどういう意見が出たのか、そこら付近をお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

道の駅の整備に関する住民会議についてのお尋ねでございました。

道の駅の整備に当たり、住民の方々から住民目線の意見を聞き取ることを目的としまして住民会議を組成いたしまして、6月下旬と8月上旬の計2回開催をしております。

構成につきましては、農業関係、商工業関係、それから文化関係等の合計で15名の住民の方を選出して組成しております。

それで、どういった意見が出たかということでございますが、さまざまな意見が出ましたので、全てを御紹介するわけにはいきませんが、参加された方も、この近辺のさまざまな道の駅に当然行っていってほしいとしまして、やはりそこに負けないような道の駅をつくらしてほしいということ、それから、地域の特産品であるとか情報をきちっと発信できるような場所にしてほしい、また、やはり駐車場が広くなくてはお客さんが来るのに支障があって、来店も見込めないと、こういったことから、駐車場に関する要望というのはございました。

また、詳しくはこの基本構想の中で公表を予定しておりますので、それをお待ちいただきたいと思います。

○4 番（碇 勝征君）

住民会議のメンバーは15名ということで、各種代表の方ということのようでございます。

いずれにいたしましても、私としては、この道の駅というのは、いわゆる再開発とも関連するようにつくりになるかというふうに私は感じております。策定されたということでございますので、基本構想の公表後で具体的にまた皆さんと一緒に聞きたいし、それをもとにして実施計画というふうなことになるかと思っておりますので、どうぞそこら付近の具体的な説明を受けていきたいというふうに思います。

町長に1つお伺いしたいんですけど、公約に上げておられるように、いわゆる中心市街地の活性化をすることが必要だということでございますので、町として大いにかかわりを持ちながら、佐賀県東部地域の核という存在位置になるかと私は思っておりますので、長の心意気を一言お伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

碇議員の道の駅についての心意気を述べよということでございますが、これはことし3月に臨時会をお願いして以降、構想と計画の予算を現在、室長が答弁いたしましたように、行っております、これに沿ったところで次第にしゅうれんされてくるものというふうに考えてございます。

多くの道の駅が約7割から8割ほど赤字の状況で、どのような道の駅と言われるものが求められているかということについては、専門的な見地から考えていただきたいと思っているがゆえに、こうした手順をとっているものでございまして、その意味でいいますと、信頼できる専門家の方々にある程度概括的に計画を考えていただきながら住民の声を盛り込むことで、よりよい道の駅がつくられることになってくるんじゃないかというふうな意味で、私は今行っていることについては、何といたしますか、住民の皆様方の御理解を得られるものというふうに考えているところでございまして、その意味で意気込みはあるというふうに——何というんですかね、意気込んでいるというふうに理解していただければ幸いです。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、道路請願、質問要旨、変則5差路への取り組み姿勢はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆様おはようございます。私のほうから碇議員の質問事項4、道路請願、要旨1、変則5差路への取り組み姿勢はという質問に関して答弁いたします。

当該路線の計画については、前課長より引き継ぎを受け、当該交差点の改良について事業化に向けた検討を行う必要があることは十分認識しているところであります。

この路線についての計画も3案あるということで引き継ぎを受けており、内容について検討しながら、補助事業の模索を今現在行っているところであり、今後、補助事業が確定した段階で計上していきたいと考えております。

以上、回答にかえさせていただきます。

○4番（碇 勝征君）

課長のほうからは、引き継ぎ等々で、この路線については補助事業を模索していると、探しているというふうなことでございますけれども、いずれにいたしましても、この案件につきましては、平成23年8月22日付で請願が提出されたわけでございます。もちろん関係する3区長さんの請願、そして、私、中山、原田議員の紹介議員のもとに、地域の皆さんの賛同の声を、400名弱の皆さんの気持ちを書き添えての請願であったというふうに思うわけでございます。

何回も申し上げておりますとおり、この路線は、いわゆる町道の4路線と、それから、県道北茂安三田川線からの流入、出入りですね、これで交通量は非常に多いわけでございますけれども、この問題について、交通量調査をされたということのようでございますけれども、まず、交通量をされた結果と申しますか、そこら付近の数字的なことがあれば、この地の交通量調査の結果をちょっとお伺いしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碇議員のほうから交通量調査の結果ということでございましたけれども、今、手元のほうに資料がございませんので、後ほど資料を提示したいと思います。よろしいでしょうか。

○4番（碇 勝征君）

以前の説明の中では交通量調査の実施がされておるということは聞いておりますので、それは後ほどで結構でございます。

いずれにしましても、この地は我が町の中心地、要するに通行する皆さんの生活道路であるし、長年の危険道路であるということは再三訴えてまいったわけでございます。いずれにいたしましても、この地は通行する皆さんなり、周辺、賛同された皆様がいまだに変化がない、取り組む姿勢が見えないという声をしっかりと聞くわけでございます。もちろん議会の中でも請願が出され、受理をされ、審議し、採択、全員可決、執行部へ送付、振興委員会に付託、審議、そして3案ができたわけでございますけれども、この3案については問題解決できるような素案でないというふうに私はしっかり認識しておるわけでございますので、これにつきましては、さきの議会ですかね、町長のほうからもこれをしっかりと見直したいというふうな気持ちも聞いておりますので、ここはしっかりと見直しをしていただきたいということを思っております。

紹介議員の私たちの弱さといえは弱いところがある、訴える力がないかと、そういう面も

私は思うわけでございますけれども、遅々として対応がおくれている事実は免れない現実でございます。賛同者のほうからもたびたび言われますし、私たちは町民の代表という立場の中で町民の皆さんのことを聞きながらこれを訴えて、手続等々に努力をしまいつけておるけれども、なかなか前に進めない。もちろんその間、それぞれ財政事情等々もございましょうし、この事業内容につきましても以前からの取り扱いの経緯もあるようでございますけれども、いずれにしましても、補助事業にのせるということもいいんですけれども、私はいわゆる吉野ヶ里町が防衛庁の補助をいただいて、しっかりとした道路がですね、町道下津毛三田川線の西の流れについてはでき上がっておるということはわかります。それにあわせてやろうとするから私はおくれているんじゃないだろうかということもひとつ危惧するわけでございます。私はあの地を単独事業でもやっていただいて、そして、補助事業にのせるときに、この地は先行で事業を遂行したという形でやれば、形として見えてくるんじゃないだろうか、できるんじゃないだろうかということも思うわけでございます。補助事業にのせるようなことでいきよったら、私はこれからさらに10年以上かかるような懸念を感じるわけでございますので、できたら私は先行してでも周囲をしっかりとチェックしながら、専門の意見を聞くことも大事であろうけれども、町としてのそのあたりの取り組みをですね、私は安全・安心を確保するための手だてとして一日も早い通行する皆さんの声を反映すべきじゃないかというふうに思うわけでございますので、そこはしっかりとした気持ちを、担当課長は申しましたけれども、長のほうから考えなりをいただき、この質問を終わっていきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

変則5差路への取り組み姿勢についての御質疑でございました。

大変遅滞を招いております、財政状況がよくないときに、なるべく財政状況を鑑みて、議員の皆様方が考えていただきました案については参考にして考えておったところでございますが、この間、随分財政状況も変わりまして、私としましては、道路は直線に当てて、なるべく事故がないような形が望ましいと思ってございますので、補助事業の活用はやはり考えていかなきゃいけないというふうに思っているところでございますが、なるべく事故のない形というものを決定して、方針を議会に示していきたいというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

○議長（寺崎太彦君）

これで4番碓勝征議員の一般質問を終了します。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、9番原田希議員よりお願いいたします。

○9番（原田 希君）

皆さんおはようございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回、大きく2点質問を出させていただいております1つ目、大きく1点目、子育て支援についてということで、要旨の1、現在の保育の状況はということで資料をいただいています。これについては、これまで何度も保育行政に関しては毎年大体60人前後、広域に行かれているという中で、実は町内の枠が足りてないんじゃないかと、本当は町内に預けたいけど、入れないからよそに行っているんじゃないだろうかというような質問をさせていただきました。今回、ことしの4月から、町内の2園がこども園ということで新たなスタートを切られております。このこども園が誕生したことによって、現在の町内の保育の状況がどう変わったか、そのあたりをお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、要旨の2、保育士不足に関する町内の状況はということで、皆さん御存じだと思いますが、報道等で今、全国的に問題として取り上げられております保育士不足でございます。労働の割に報酬が少ないというようなことが大きな原因なのかなと思いますが、全国的な話では、大体半分ぐらいは非正規の職員さんで賄われているとか、1年から10年以内の保育士について、職業について1年から10年以内の離職率が80%だとかというようなことを見聞きしております。そんな中で、町内の状況、わかればどういった状況にあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

それから、要旨の3、保育士の処遇改善や保育の質の向上のため町として出来る事はあるかということで、町内にある3園につきましては、全てが今、民間で運営をされておりますが、そういった2番でありましたように、保育士不足になる原因というのが、公立、民間関係なしにそういう離職、何といいますか、不足しているということであれば、やっぱり園の質といいますか、保育の質自体が当然低下してくるんじゃないかという心配をいたしますので、町内3園、民間ではございますが、そのあたり、やっぱりできることが何かあるんじゃないかというふうに思っております。そのあたり、町としての考えを伺いたいというふうに思っております。

それから、4つ目、放課後児童クラブの現在の状況はということで、これもここ最近、新聞報道等でも取り上げられております。全国的に言えば、40万人程度の待機がいると推測されているようなことも聞いておりますし、佐賀県でも児童クラブの待機が過去最高になったと

ということで二百数十人の待機がいるというようなことも聞いております。それを受けまして、町内の現状、資料をいただいていますけど、町内の現状どうなのかということでお尋ねをさせていただきます。

それから、要旨の5番目でございます。条例で制定した基準に沿った運営が出来ているか、これは放課後児童クラブについてですけど、今までは、数年前まではガイドライン程度だったものが、国のほうも考え方を今ずっと変えられているようで、最低の基準ということを設定されています。これに沿って、各市町で最低基準に当たる条例を制定されておりますので、上峰町もその基準の条例というのがつくってありますので、それに沿った運営ができているかということでお尋ねをいたします。

それから加えて、この基準と別にまた国のほうで指針というのも実は出されておまして、この放課後児童クラブを運営するに当たっては、各市町でつくった条例と国が示す指針に基づいて運営をしていかなければいけないというふうになつていようございますので、そのあたりの状況、それに沿った運営ができているかというふうなところでお尋ねをさせていただければというふうに思います。

それから、質問要旨の6、指導員の処遇改善やクラブの質の向上のため現在どういう取り組みをしているかということで、この条例で制定されています最低基準の中にも、最低基準を常に上回るよう努力をしていかなきゃいけないというような文言も書かれております。また、これも先ほどの保育と同様に、指導員の先生方の処遇の改善というのがそのクラブの質の向上にやっぱりつながってくるんじゃないかというようなことも思いますので、現在やっている取り組みですね、どういう取り組みをされているかということでお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、要旨の7、今後の子育て支援の取り組みについて町の考えはということで、1番から6番まで、現状どうかという質問を受けまして、特に今回、保育と学童、放課後児童クラブということで書いていますけど、今後子育て支援の取り組みについて、町の姿勢といいますか、どういう方向といいますか、そのあたり、どういうふうに考えて取り組んでいかれるかというところをお尋ねしたいというふうに思っております。

大きく2つ目、道路整備についてということで、以前、何度か質問させていただきました下坊所東西線の現状と今後の考え方ということで、前回、議会の折に、一般質問ではありましたが、議案審議だったのでしょうか、少し触れさせていただきました。そのとき、ある程度進んでいくような回答をいただいておりますので、もう一度、詳しく説明をいただければというふうに思っております。

以上、質問事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、子育て支援について、質問要旨1、現在の保育の状況はについて

答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。原田議員の御質問でございます。質問事項１、子育て支援について、要旨の１、現在の保育の状況はということでございます。質問に対して御答弁をいたします。

現在、上峰町におきましては、保育所が１園、議員言われましたとおり、幼保連携型認定こども園が２園ということで事業運営となっております。９月１日現在におきまして、１号認定143名、２号、３号認定が263名、合計406名の支給認定を上峰町のほうで行っているところでございます。

園別の内訳といたしましては、ひかりこども園、１号が10名、２、３号が63名、ひよ子保育園かみみねにおきましては、保育園でございますので、２、３号のみでございます。103名。それから、認定こども園でございますかみみね幼稚園につきましては、１号121名、２、３号61名、それから、広域保育の１号12名、２、３号36名という現状でございます。また、町外児童の町内保育施設受け入れ状況といたしまして、町内３カ園におきまして、２、３号の児童につきまして合計23名の受け入れを行っているところでございます。

現在は、１保育園、２つの認定こども園につきましては、教育保育の定数内で実施をされておりまして、上峰町での先ほど議員申されました待機児童等はない状況でございます。しかしながら、近隣の市町におきましては、児童の受け入れについては大変厳しい状況、周りの市町におきましても厳しい状況と聞き及んでいるところでございます。保育実施につきましては、上峰町も自衛隊の方たち等の御異動等が多い町でもございます。途中入園等も多くございますので、受け入れ児童については、町内児童は当然優先ということを念頭に置きながら、広域での入所の受け入れについても、近隣市町連携しながら実施をして、なるべく広域入所についての受諾に対しても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

資料をお渡ししております。現在の原田議員の資料１の１でございますが、各園、年齢別に詳しくつけておりますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

各園の年齢別の児童でございます。９月１日現在、ひかりこども園の１号は、１号については教育的保育、要するに３歳以上でございますので、３歳が４名、４歳児童について４名、５歳児童につきまして２名、小計で10名でございます。２、３号、保育の必要性による児童でございますが、０歳児が４名、１歳児が11名、２歳児が13名、３歳児が８名、４歳児が８名で、５歳児が19名で小計の63名、合計が73名となっております。

次でございます。ひよ子保育園かみみね、こちらのほうは、保育の必要性に基づく保育所ということになります。２、３号でございます。０歳児が６名、１歳児が15名、２歳児が18名、３歳児が17名、それから４歳児が18名、５歳児29名の103名でございます。

かみみね幼稚園でございます。こちらは認定こども園になっておりまして、1号部分がございます。3歳児が43名、4歳児37名、5歳児41名で、合計の121名ということでございます。保育の部門の2、3号でございます。0歳児が11名、1歳児が15名、2歳児が12名、3歳児が8名、それに4歳児が9名で5歳児が6名、それで合計の182名というふうになっております。

広域保育でございます。広域保育につきましては、1号が3歳児が4名、4歳児が4名、5歳児が4名、合計の12名となっております。2、3号につきましては、1歳児が5名、2歳児が10名、3歳児が6名、4歳児が5名、5歳児が10名、合計の48名というふうになっております。

合計しますと、下にありますように、0歳児が21名、1歳児が46名、2歳児が53名、それから3歳児が90名、4歳児が85名、5歳児が111名、合計しますと406名の児童をお預かりしているという状況でございます。

下に米印がございます。1号の3歳児につきましては、満3歳児も含んでおります。町外より町内への受け入れの人数でございます。町内3カ園につきまして、2、3号のやはり保育の必要性が非常に需要が高くございますので、0歳児が4名、1歳児が9名、2歳児が3名、3歳児が2名、4歳児が3名、5歳児が2名、合計の23名を現在、広域保育の承諾をうちのほうを承諾しまして、受け入れをしているという状況でございます。

米印にございます町外の児童の1号の受け入れにつきましては、園と保護者の直接契約になりますので、上峰町といたしまして、担当のほうでは把握ができておりませんので、そのところは申し添えたいというふうに思います。

私からの回答は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○9番（原田 希君）

詳しく御説明をいただきました。1点ちょっと質問をしたいんですけど、全体的な話の中で、今、0、1、2歳のニーズが高まってきているというような状況にあるようでございますが、町内、今いただいた資料の合計を見る限りではそうでもないかと、人数的には思ってしまうんですけど、そのあたりの町内の状況というのは、実際どういう状況でしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます町内の0、1、2歳の状況でございます。

おっしゃるとおり、0、1、2歳の保護者からの保育園のニーズというのは非常に高うございます。特に、どうしても出生の間隔、要するに人口動態におきまして、その年、年によりまして、0歳児が非常に多い年、またはその次の年になりましたら1歳児に上がってまいりますというふうに、0、1、2の定数ということはなかなか難しい状況でございます。なので、そこを受け入れる、要するに体制づくりというのが非常に大事になってくるかと思っておりますので、今のところ、0歳児で預かった子供さんにおいても、当然、卒園までそこ

で見ていくというのが町の考え方でもございますので、必ず受けた子供さんは、卒園まではちゃんとさせてあげるといことで考えておりますので、0、1、2歳につきましては、当然、0歳児におきましては、保育士さんは1人の保育士について3名しか見ることができませんよとかいう制限がいろいろございますので、そういったところを調整し、クリアしながら、0、1、2についても低年齢児童についても必ず受け入れができるような調整をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○9番（原田 希君）

わかりました。また後の項でそのあたりをもう少しお聞きしたいと思います。

広域については解消されているということで、4月からの新たな、今のところ、以前に比べたら大分改善されているということで理解をいたしました。

次、お願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、保育士不足に関する町内の状況はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

続きまして、原田議員の御質問でございます。質問事項1、子育て支援について、要旨の2でございます。保育士不足に関する町内の状況でございます。

原田議員のおっしゃいますとおり、全国的に見ましても、保育士不足という課題は全国的な課題でございます。保育士不足につきましては、新聞、またテレビ等でも頻繁に報道されており、この件に関しましては全国的に深刻な問題でありまして、上峰町内の教育、保育施設につきましても、私は例外ではないというふうに考えております。町内の教育、保育施設につきましては、現在把握している範囲におきましては、保育士の余裕がやはりほとんどない状況でございます。先ほど申しました低年齢児童ですね、0歳児、1歳児、2歳児におきましては、年度途中の入所がかなり困難な状況であることが、今後やはり懸念するところもでございます。私たち担当職員におきましても、逐一実態の把握に努めまして、やはり私立幼稚園でございますので、各園に対しましても保育士の確保に向けての指導を行っているところでございます。当然のことではございますが、各施設ごとに保育士確保に向けては御尽力をいただいているという実態は把握をしております。11月から来年度の園児募集を開始する予定もでございます。町といたしましても、保育学部を持たれております関係の短大、または大学の就職支援課等に働きかけを行うなど、適切な人材確保ができるよう、全力でバックアップを行っていききたいというふうに考えております。

また、情報収集、円滑な運営のために任意ではございますが、町内の園長、または副園長会をできるだけ多く実施をいたしまして、保育士確保に向けました取り組みにつきまして情

報の共有にも力を入れ、何とか保育士の確保について、理想でございます、本当に1名、2名の余裕があるぐらいの保育士確保ということを目指して、私どもも一緒に情報共有しながら頑張っていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○9番（原田 希君）

全国的な話と同様に上峰町でも保育士さんの余裕はない状況であるというお話でした。そういう状況で、特に今のところ、ふぐあいというか、不都合というか、そういったことはないかどうか、そこら辺お願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

原田議員の御質問でございます。

現状で保育に対するふぐあいとか、または心配事等、保護者への心配等が発生しないかという御質問だと思います。

現在、私たち把握している状況でございますけど、現在のところ、実際、上峰町としましては待機児童もございません。そして、先ほどから広域保育のこともちょっと申しましたが、実際、広域で受け入れをする、要するに広域の承諾書がうちのほうに来まして、受け入れをする際に当たっては、当然、保育園の保育士の確保ができてない限りは受け入れがなかなかできない状況です。そういった中、現在のところ、各3園に当たりましては保育士確保に向けては非常に努力をしていただいております。もう実際、大学のほうに回っていただいたり、またはハローワーク等でも、もうほとんど、ハローワーク1回登録したから保育士が集まるということとはございません。ハローワークのほうへも毎月、ハローワーク登録を更新をしに行っていただいたり、または、佐賀県には保育士の登録制というのが、県の登録制がございます。県の登録制はございますが、なかなか登録制には制限がございます、厳しいという各保育所からの確保に向けた意見もございますので、その辺のところも県あたりにも調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。私どもも当然、大学とか短期大学、専門課程を持っておられるところの大学の就学課のほう等に働きかけをしまして、そして、各園と連携しながら、私ども動くときは動いて、一緒に保育士確保に向けて頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○9番（原田 希君）

ちょっとあんまりここで深く言うと、次の項に入ってしまうのかなと思いながらですね。そういう状況で会議等も持たれているということですので、実施に当たっての影響が出ない段階でいろんな問題が出た場合は解決するような体制をとっていただきたいというふうに思っております。

この項については以上です。

次、進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 3、保育士の処遇改善や保育の質の向上のため町として出来る事はあるかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

原田議員からの御質問、3番目でございます。

質問事項 1、子育て支援について、要旨の 3 でございます。保育士の処遇改善や保育の質の向上のため町として出来る事はあるかという御質問でございます。答弁をいたします。

保育士の処遇改善につきましては、平成29年度より国の政策といたしまして、手厚くまず改正が行われているということでございます。まず、大きな変更点といたしまして、処遇改善策が 1 番目、2 番目というふうにどんどん連発して出てまいっておりますけど、処遇改善の 1 といたしまして、賃金改善の要件分が 3 から 4 % から 5 から 6 % 増額へと引き上げられております。このことによりまして、加算率が当然上がってまいります。保育士等への賃金が改善をされているところでございます。

また、今年度より公定価格の加算、これが処遇改善の第 2 弾というふうになっておりますが、新たに創設をされたところでございます。技能、経験に応じまして、原則、経験年数がおおむね 7 年以上の方、保育士ですね、月額 40 千円、または経験年数がおおむね 3 年以上の保育士については月額 5 千円の賃金の改善が実施されることとなっております。これは各教育保育施設における職員の経験年数、技能、それから給与実態を踏まえまして、園の判断において技能経験を有する職員に優遇するというふうになっております。まだ国による新たな制度ということもあり、各施設に浸透してない部分もあることも私ども気づいたところでございます。この国の制度を軌道に乗せつつ、今後の処遇改善の周知に努めていきたいというふうに考えております。処遇改善の充実が、ひいては議員が先ほどから申されていますとおり、保育士の士気を高めること、または保育の質の向上につながるものというふうに私も考えております。町でできる指導、または支援を含め、県とも連携をしまして、その辺のところも周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○9 番（原田 希君）

国もこの処遇改善については問題視をされて、さまざまなメニューを出されているということで、まずそれを軌道に乗せていきたいということでございました。思うのが、国は国でそういうことをやられていますが、町としても、例えば、単独で、先ほど言われました 0、1、2 歳のニーズが高い中で、保育士の先生方の確保に対しては、それぞれ余裕がない状況だと。確保に苦勞されているということでございました。実際、佐賀県全体でも、福岡県の

ほうに先生たちが流れていっているというようなお話も聞きますので、そういったところから考えると、ほかに負けない質を維持してもらうといいですか、やっていただくためには、やっぱり町単独の何かしらあってもいいんじゃないかなと。例えば、0、1、2歳の先生1人確保できる分の費用の補助だとか、そういったことも考えられるんじゃないかというふうに思っただけの質問をさせていただいております。また、それが最終的には利用者の満足につながるというか、子育て支援の一環というふうになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、いろんな保育に関しては、負担軽減だとか、あとも出されています。いろんな考え方ありますけど、そういった考えも一つとして、支援の考え方としてあるんじゃないかというのをきょうはお伝えをしたかったといいですか、私の考えとしてそこを質問させていただいたところでございます。そのあたり、町としてどうでしょうかというところで町長の答弁をいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

原田希議員の保育士の処遇改善や保育の質の向上のため町として出来る事はあるかという御質疑でございます。

まず、保育士の処遇改善や保育士の質の向上ということで、保育の質の改善は、議員おっしゃるように、処遇の改善と質の向上という意味でいいですと、処遇改善は、先ほど担当課長が答弁しましたように、今年度から全ての保育所を対象に月5千円アップということと、副主任保育士と専門リーダー40千円アップということと、職務分野別リーダーの新設5千円アップということでございますが、課題としては今おっしゃったように、町単独の事業で、例えば、東京都などはキャリアアップ助成ということで21千円上乗せを行っているようなことで、保育士の不足を事業として対応を見ているということで聞いております。この点が課題ではないかというふうに思います。

もう一つは、質の向上という意味では、近年、ブラック保育園、幼稚園ですね、こういった問題もございますように、長時間労働であったり、サービス残業であったり、あるいは持ち帰り残業とか、そういう保育園がいろいろ見られるということで、こうしたところにしっかりと指導していくということが必要なことであろうかと思いますけれども、県のほうで、所管省庁が県でございますので、そこに求めていくしかございませんので、この点を2つの視点で保育の質の向上を図っていくということが大切であろうと思います。

先ほど0、1、2歳の議員の質疑の中で、保育ニーズは数字としてはそこまでニーズの高まりがあるというふうに聞いていたが、ないのではないかなというようなやりとりに代表されるように、声として担当課もいろいろ受けているところであろうと思いますが、保育士の不足が実際、定性的には感じているけれども、定量的にどれくらい不足を感じておられるのかについてはしっかりと把握した上で、各自治体の取り組みとしての東京都を例に倣った、例えば、女性の平均賃金ぐらいまで上乗せすることが必要かということは担当課のほうで今後

協議をしていただくようお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9 番（原田 希君）

ぜひそういった視点もあるんだというところで、保育行政のさらなる向上といいますか、上峰町がもっと子育てに優しい町になれるように、そのあたり含めて検討して、検討してといいますか、そういう見方もあるんだということをわかっていただければなというふうに思います。

これで、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 4、放課後児童クラブの現在の状況はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんおはようございます。私のほうからは 9 番原田希議員の質問事項 1、子育て支援についての要旨 4、放課後児童クラブの現在の状況はという御質問についてお答えをいたします。

資料を求められておりましたので、用意させていただいております。資料を御準備をお願いいたします。

名称を上峰児童クラブとし、上峰小学校体育館 2 階ミーティングルーム及び旧指導員室で実施をしております。

区画の広さは 143.6 平方メートル、定員は 120 人、指導員は 6 人でございます。

開所時間は、放課後児童健全育成事業として、授業終了時から午後 6 時までとし、申し出により午後 7 時まで延長可能です。

夏休みなどの留守児童健全育成事業といたしましては、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとし、同じく申し出により午後 7 時まで延長可能でございます。

参加負担金といたしまして、放課後児童健全育成事業では月額 3 千円、留守児童健全育成事業では夏休みが 5 千円、春休み及び冬休みは 3 千円となります。

参加申し込み人員は、9 月現在で 92 名でございます。夏休みは 108 名でございました。

以上です。

○9 番（原田 希君）

放課後児童クラブにつきましても、保育園同様、全国的に待機という話も聞いていますが、現状、上峰ではいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

待機の児童については、現在はいらっしゃいません。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨5、条例で制定した基準に沿った運営が出来ているか（放課後児童クラブ）について答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

同じく質問事項1、子育て支援についての要旨5、条例で制定した基準に沿った運営が出来ているかという御質問についてお答えをいたします。

上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に沿って答弁をいたします。

設備の基準につきましては、条例第9条に専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないと規定されています。

さらに、同条2項に専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと規定されております。児童クラブの定員が120人でございますので、本来198平方メートルの専用区画が必要となります。現施設は区画面積が143.6平方メートルでございますので、87名分の施設となります。

現在、待機児童を出さないようにとの配慮から、9月の申し込みでは92人の全てを受け入れているところでございます。

次に、職員につきましては、条例第10条に放課後児童支援員を置かなければならないと規定されており、支援員は保育士などの資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定されています。なお、研修修了には平成32年3月31日までの経過措置があり、現在、指導員は資格取得を目指しているところでございます。

以降、第11条、利用者などを平等に取り扱う原則から第21条、事故発生時の対応までにつきましても、基準に沿った運営に努めております。

以上です。

○9番（原田 希君）

今の答弁で、ちょっと済みません、間ちごうとったら済みません、でいうと、きちっと条例のとおりにはいってないということで理解をしいいんですかね。例えば、施設なんか、面積でいえば87人分なんだけど、九十数名を受け入れていますということでしたので、そこら辺をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

追加で御案内をいたしますと、条例ではおおむね1.65平米以上ということになっております。正確に1.65平米で割り返すと、87名ということになります。現在、運用といたしまして92名を受け入れさせていただいているということになり、条例のおおむねということをもって運用をさせていただいているところでございます。

○9番（原田 希君）

今回、現状の把握ということで質問させていただいていますので、また今後、この値については細かく質問させていただきたいなというふうに思いました。

8月に実は開催された学童保育の講演だったのでしょうか、に私ちょっと参加させていただいて、そのとき、この基準、最低基準と国が定める指針というお話を聞かせていただきました。各市町は基準を条例で制定しなきゃならないと、今言われた部分ですね。それプラス国の指針に基づいて運営をしていかにゃいけないということで、そのあたり、当然御存じかなというふうに思いますが、その指針に基づいての運営という部分については、どういうふうに行われているかというのをお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

条例ではまず、最低基準を定めているところでございます。さらに、運営指針として国から示されているところで、研修でもということで受けていただきましたとおり、放課後児童健全育成事業の今後の役割として、子供たちを守り育てる、支援をしていくこと、育成支援ということで子供の健全な育成や遊びの場、生活の場などについても今後支援していくことということも運営指針ということで新たに提案をされているところでございます。

さらに、こちらは今後、佐賀県では市の直営といいますか、市町が運営する放課後児童クラブが多いのでございますが、今後、民間に委託する場合についても、この運営指針、または最低基準をもとに運営をするようにということで定められた条例でもございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

指針に沿った運営ができていくかという部分をちょっとお尋ねをしたかったんですけど、もう一度お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変失礼をいたしました。その子供の健全の育成と遊び及び生活の場を提供するというところで、現在行っております上峰町では、小学校の施設を利用させていただいております。その中では、遊びの場として体育館内、それからグラウンドの中で活動すること、そして、生活の場として、子供たちにそれぞれ、まずはお帰りなさいと、自分のおうちのほうに戻ってきたようにお帰りなさいという意味で指導をしているところでございます。また、各種団体のほうに御協力いただきまして、例えば、ジャガイモ、サツマイモの植えつけとか、そういう課外授業でも取り組みをさせていただきながら、ただ預かるだけではなく、子供たちを健康に育成する場として現在、活動を行っているところでございます。

○9番（原田 希君）

この国の運営指針につきましては、そこでちょっとお話を聞いた限りでは、保育園の運営指針、国の運営指針に基づいて学童、放課後児童クラブの運営指針がつけられたと。見比べ

ると、ほぼ変わらない。ということは、これからの放課後児童クラブは保育園並みの質が求められるということになるわけです。ちょっとここずっといくと時間はありませんけど、そうなってくると、指導員の先生方の、これ後の項になるですかね、という話にもなってきますので、今ちょっと言われましたけど、放課後児童クラブは、生活の場というところで、基本的な最低の基準、それから、条例で制定された基準、それから指針をきちっとやっぱり今後は行政の皆さんがきちっと把握するといえますか、理解をして運営に臨むということが大変重要になってくるのかなというふうなことをちょっとここではお伝えしたいなと思いますので、それをお伝えして、この項を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 6、指導員の処遇改善やクラブの質の向上のため現在どういう取組みをしているかについて、答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項 1、子育て支援についての要旨 6、指導員の処遇改善やクラブの質の向上のため現在どういう取組みをしているかという御質問についてお答えをいたします。

放課後児童クラブの指導員は、専門職として位置づけられ、常勤化が求められてまいります。指導員は放課後児童支援員という資格が必要になります。資格を有することで、賃金の上乗せなど、処遇改善に向けた国、県の補助金も用意されているところでございます。また、クラブの質の向上のためといたしまして、NPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会に依頼をいたしまして、自主研修につきましても取り組んでいるところでございます。昨年度は11月に現場のほうで実地研修として半日間の研修を行いました。その中で、今後この学童、児童クラブに求められる運営、そういうことをまた私ども、また同じく指導員ともに研修を行ったところでございます。さらに、その中で、今後必要な資格認定の講習についても御案内いただき、放課後児童支援員の資格取得を目指すというところで取り組んでいるところでございます。今年度につきましても、11月に同じく研修会を行うように計画をしております。以上です。

○9番（原田 希君）

処遇の改善については、常勤化に向けてとか、賃金を上げることに對して今進んでいるということではなかったんでしょうか。ちょっと済みません、そのあたりわかりづらかったので、もう一度お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

処遇改善については、今回、指導員の資格を取ることによって、キャリアアップ、また、専門的に常勤で保護者との連絡とか、そういうそれぞれの業務体系が加わってまいります。その業務によって補助金がありまして、その補助金の中でそういう位置づけがされるように

なります。上峰町といたしましても、今、指導員の資格取得を目指しております。その資格とともに、今後、処遇改善についても計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（原田 希君）

わかりました。その質の向上という意味では、先ほども最初から保育園の話でも言っていますが、先生方のそういう指針に基づいたお仕事をしてもらうという意味では、もう全然、今の賃金では足りない。質を上げるには、それなりの報酬を支払ってということになるんですが、今後考えていかなきゃいけない部分、質の向上という部分で、指導員の先生方の処遇もそうなんですけど、施設についても考えていかなきゃいけないのかなというのを思っているところでございます。佐賀県は放課後児童クラブ、大体8割が学校施設内にあるということで、これは先ほど言いました運営指針の生活の場を提供しなければならないと、その定義にはちょっとふさわしくないかなというふうにも思っていますので、今後はそういったところも含めて考えていかなければいけないのかなというところを踏まえて、次の7番に進んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨7、今後の子育て支援の取り組みについて町の考えはについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

原田希議員の御質問でございますが、今後の子育て支援の取り組みについて町の考えについての御質疑がございました。

先ほどから流れとしまして、保育の質の向上から始まりまして、児童クラブの話も言及していただいております。こうした現在行っている子育て支援事業、13事業のうち、いわゆる13事業と言われるものがありまして、利用者支援事業であったり、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、ファミサポ事業、一時預かり、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ等々ございます。そのうち、本町が行っている地域子ども・子育て支援事業については、まだ他市町と比べまして、その範囲としまして少ないということがございますので、このあたりの拡充を図っていきたいということで考えてございます。とはいいいましても、一つ一つ、例えば、乳児家庭全戸訪問事業やら妊婦健診につきましても、丁寧に質を保ちながら行っているものと認識しておりまして、必要なボリュームを現在の人員で行っていくには、なかなか難しいということで理解をいたしておりますので、これは定量的に職員数をふやしながら、対応をしていくべきだというふうに考えてございます。特に、他市町にありまして、本町にないのは、やはり子ども・子育て支援の拠点がございまして、その拠点を設けながら、補助事業であるファミリーサポート事業であったり、さまざまな利

用者支援事業等を加えていくことで、拠点化を図りながら発信していくということが必要となるかなというふうに思っています。

今後につきましては、そのような方向性で職員数をふやしながら拡充していくということで考えてまいりたいと思っております。

同時に、先ほど議論ございました放課後児童クラブにつきましても、問題点が議員御指摘のとおりでございますので、今後、対応を教育委員会と連携しながら図っていくべきだと思っておりますし、保育につきましても、質の向上を図るための手だてを、これは住民課のほうで検討いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○9番（原田 希君）

もっといろんなところで拡充を図りながらというお話をいただきました。今回、保育、それから児童クラブ関係でちょっと現状をお尋ねさせていただいたんですが、子育て支援という全体的なところで考えると、ここ数年、いろんな新規事業、例えば、入学祝いとか、そういういったものが出てきていますが、これちょっと思うんですけど、その辺に関しては学校教育課、今回の例えば、保育は住民課、学童保育は学校教育というところで、よそでもやられているところはあると思いますが、子育て支援をちょっと一本にまとめて、例えば、専用の課じゃないですけど、係、ここで町内でやっていく子育てを集約しながら、そこに優先順位をつけていって、どれからやるかというのをきちっと計画を立ててやっていく必要があるんじゃないかなと、ちょっと私、ここずっと感じております。今は、例えば、子育て支援に関するものが教育課と住民課と一緒に新規事業として提案されたりとかということが実際あるわけですね。そこをやっぱり一本にしてやっていく必要があるんじゃないかなと思っているんですよ。

例えば、放課後児童クラブなんか、県内で、学校教育関係の課が担当しているところって多分ないと思うんですけど、そのあたり、もし状況を御存じであれば、答弁お願いしたいんですけど。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

学校児童クラブの担当をしている課についての御質問でございました。

先日、放課後児童クラブの主管課長会議というのがございました。その中で見てみますと、議員おっしゃるとおり、住民課とか健康福祉課、要するに子育て支援といったところで、市町の担当部局が持っているところ、さらに、学校施設の中で児童クラブを行っているという現場の感覚から、教育委員会のほうで行っているところ、そこは2種類ございましたので、御案内させていただきます。

○9番（原田 希君）

恐らく、うちも今、教育課でやられているというのは、学校施設内にあるからというふう

に、ちょっと詳細わかりませんが、思うんですよね。ただ、先ほどのやりとりをしたように、今後、放課後児童クラブでいえば、保育と同等の質が求められるということで、先生方の処遇もそうですけど、施設に関しても考えていかんと、なったときに、やっぱりそこは子育て支援の大きな支援の一つとして、庁内で子育てを扱う、その中で細かく計画を立てながらやっていくというふうで、ちょっと何回も言いますが、ばらばらじゃなくて、1つに集めたところの子育て、町の子育て支援というところでやっていったほうがいいんじゃないかなというふうなことをこころざしと思っています。そのあたりに関して、いろいろと問題もあるかも知れませんが、町長のお考えを伺えればと思いますが、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

御質疑をいただきました。子供について、包含する課はどちらかということで、議員おっしゃるように、学校で児童クラブを運営しているのは、管理下に、敷地内に今現在設置しているからということであるというふうに、教育委員会からもこれについては経緯についてお聞きしているところでございます。

今言われますように、子育て支援というジャンルはすごく広うございまして、子育て家庭への支援の充実を果たす施策であったり、子育てに関する相談、居場所の充実、子育て力向上への支援の充実、あるいは地域で支え合う、あるいは子育てプロモーションの推進、子育て支援にかかわる地域人材の育成、社会的サポートが必要な、近年言われています医療を必要とするような子供たちへの家庭と子供自身への支援であったり、それには障害者の支援等も含まれるものであると思います。そして、本町で行っております現物給付事業も当然それに含まれますし、これは補助事業としてしておりますひとり親家庭の支援であったり、あるいは子供の貧困対策等もこれらに含まれると思いますが、幅広いこの子供に関係する子育て支援の分野のうち、国としまして平成32年までに子育て世代包括支援センターというものを全国展開するように現在呼びかけてございます。まだ700から800程度の自治体でしか設置されていないようでございますが、佐賀県でも二、三の自治体が設置を見ているようでございます。こういうやはり拠点を、先ほど申しました拠点をつくって、さまざまな事業を行っていく上で、専門の職員を配置しながら、高齢者におきましては御存じの地域包括支援センターという拠点がございますけれども、この子育て支援につきましては、この子育て世代包括支援センター等を設けていく必要があるかなと。そのときには、やはり必要な人員がまだ今の原因ではできないものと思っておりますので、平成32年までにしっかり考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

○9番（原田 希君）

ぜひ子育て支援だけではないですけど、今回は子育て支援のやりやすいといいますか、当然、住民の皆さんにとっては子育て支援、どんどん拡充してもらわなきゃいけないですけど、それが、例えば、1個にまとめたほうが私はやりやすいと思っておりますし、今のうちに、こ

れはあそこ、これはあそこ、これはあそことやって、変な話、ちょっと中途半端じゃないかなと思うわけなんですね。じゃなくて、できればぎゅっとまとめたところで町はまずこれかなんだということをやれば、何にしろ、スピーディーに充実した支援になるんじゃないかなというのを思っていますので、ぜひそのあたりを進めていただければなということをお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、一般質問を再開いたします。

質問事項2、道路整備について、質問要旨、下坊所東西線の現状と今後の考えについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

原田議員の質問事項2、道路整備について、要旨1、下坊所東西線の現状と今後の考えという質問に関して答弁いたします。

まず、当該路線の現状については、全延長460.72メートル、平均幅員が3.4メートルの道路で、周辺住民の方の生活道路として欠かせない道路となっております。現在、舗装状態は非常に悪く、平成25年度に行った路面性状調査においても、約65%の部分、延長にしまして304メートルの部分について修繕が必要であるという結果が出ているところでございます。

また、平均幅員が3.4メートルと狭く、非常時に緊急車両等がスムーズに通行できないなど、道路側溝の改修による幅員確保の要望も出されております。これら全てのことを解消するためには、相当の費用と時間が必要であると認識しており、計画的に事業推進をするため、概略設計を行い、来年度以降に補助事業にて実施するよう計画し、今年度概略設計について発注しております。来年度の概算要求について、計上はいたしております。

以上で原田議員の質問の答弁を終わります。

○9番（原田 希君）

前向きに進んでいるということでありがたいなというふうに思っております。今、課長おっしゃられたように、路面性状調査でも、もう特に路面がひどいというような結果も出て

おりますし、もう随分前から地元の皆さんの要望がそのままにされてきた箇所でもありますので、今後もしっかりと地元の方と協議をされながら、ぜひここは整備をしていただきたいということをさらにまたお願いをいたしまして、この項については終わらせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで9番原田希議員の一般質問を終了いたします。

それでは、通告順のとおり、1番向井正君よりお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんこんにちは。1番向井正です。ただいま議長の登壇の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

初めに、7月の北部九州豪雨では、福岡、大分両県に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方の御冥福と被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、英語教育についてでございますが、国のほうでは、加速化するグローバル化に対応できる人材育成の一環として、2020年より小学5年生からの英語の教科化が決まったのでございますが、上峰小の教科化に向けての対応、取り組みについてお伺いいたします。

2点目に実用英語検定についてでございますが、上峰町におきましては小学5年生から、スカイプによるマンツーマン、英会話学習なども取り入れ、先駆的に英語教育に取り組んでおられるのでございますが、これからの児童・生徒たちの人生においても、英検の資格取得はいろいろな場面で有利になり、かつ必要になってくるかと思うわけでございますが、英検の推進についてのお考えをお伺いいたします。

2つ目に公共交通についてでございますが、新公共交通網のための車両購入費ということで6月に予算がついておりまして、その後、巡回バス、それから乗り合いタクシー導入に向け、今取り組んでおられるかと思いますが、1点目に乗り合いタクシーの予約システムについてお伺いをいたします。

それから2点目に、乗り合いタクシーの運行形態にもいろいろな形態があらうかと思いますが、どういった運行形態をお考えなのか、お伺いいたします。

最後に災害対策についてでございますが、今回の九州北部豪雨におきましては、補修を検討していたため池等が今回の大雨で決壊したことにより被害の拡大ということにもなっております。上峰町の山間部にも幾つかのため池がございますが、特にこの耕地整理ため池につきましては、護岸侵食がかなり進んでおりまして大変危険な状態になっております。その後の改修に向けての進捗ということでお伺いいたします。

以上、大きく3項目について質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、英語教育について、質問要旨1、小5からの英語の教科化に向けての対策はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

1番向井議員の質問事項1、英語教育についての要旨1、小5からの英語の教科化に向けての対応はという御質問についてお答えをいたします。

平成32年4月1日より新学習指導要領が施行されます。新学習指導要領では、外国語教育の充実を図るために、小学校中学年、小学校の3年生、4年生において外国語活動、それから小学校の高学年、5、6年生において外国語科が実施をされます。5、6年生の外国語科では、年間35時間でした授業時数が年間70時間に増加をされます。内容についても、中学年3、4年生で、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を導入します。さらに、外国語になれ親しみ、外国語への動機づけを高めた上で、高学年の5、6年生においては、段階的に文字を読むこと、書くことを加えていき、系統性を持たせた指導を行う教科として位置づけられてまいります。

御質問の対応といたしましては、来年度より小学校は移行期間に入ります。文部科学省からも、移行期間に伴う新教材の整備など、実施スケジュールも示されております。今年度中に新教材が配布される予定でございますので、国の動向を見るとともに、学校と協議をしながら新教材の整備など対応してまいります。

以上です。

○1番（向井 正君）

今、今後の対応ということで御説明をいただきました。

現在、小学5、6年生を対象に、ALT、それからスカイプによるマンツーマンオンライン英会話学習というものを進められておまして、先週の金曜日にもテレビで放映され紹介されておまして、今年度9月から5年生に対しても20こま、6年生と同じくこの20こまの英語学習が取り組まれるということでございまして、そういった学習の取り組みで子供たちが英語に対する興味とか親しみというものも深まっているということは、以前にも課長のほうから伺っておるところでございますが、今、外国語学習として英語を必修として、5、6年生に対してとり行われていることかと思うんですが、先ほど大体説明でわかったんですけど、必修と、それから教科化になるわけですけど、2020年から、教科化との違いというものをもう一度、この説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、教科化と今の外国語活動の違いについて御質問いただきました。

現在の取り組みは、外国語活動ということで子供たちに動機づけを行うと、そして、教科としての評価、判定はしないということになっております。

今後32年、教科化になりますと、5、6年生については、ほかの科目と同じように評価の対象になってくるということになります。

以上です。

○1番（向井 正君）

要は教科化になるということは、文科省の検定を受けた教科書ですか、そういったものを使用してテストが行われて、それで、通知表のほうに成績がつくと、そういうことになるのかと思うわけですが、そうなりますと、子供たちにとって英語というのが少しプレッシャーになるかと思うわけですが、そこは教科化ということになってもスムーズに子供たちが今までと変わりなく英語に親しんでいける、その環境づくりというものをこれからも続けていただきたいと思うわけですが、2020年から5年生からの完全教科化ということになるわけですが、教科化になると、先ほど課長のほうから説明していただいたように、今までの上峰で行われている、聞く、話すといったことを主体にした学習に、読み、書きが加わって加味されてくるわけですが、そういったことを円滑に実施するためということで、来年あたり、18年度あたりから先行実施で教科化に向けて取り組むというところもあるわけですが、先ほど教材等をこれからということであったんですが、上峰町としても来年度あたりから教科化に向けての何らかの取り組みというのは考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変ありがとうございます。現在やっておりますマンツーマンのオンライン英会話、英語の動機づけの部分で子供たちが英語になれ親しむという、好きこそものの上手なれというところで、大変成果が出ているものというふうに思っております。

さらに、現在、新教材の整備についてのスケジュールでございます。こちらが国のほうから示されておりますので、それをもって来年の先行的な取り組みになろうかと思っておりますので、御案内をさせていただきます。

まず、ことし9月に、新教材の説明会が9月21日に予定をされております。そこで、新教材の活用及び指導方法について伝達が行われます。さらに12月には、児童冊子、指導書、学習指導案例、デジタル教材のデータの共有化ということで準備がされます。さらに、年を明けて1月、連絡協議会において研究校における取り組み事例などについての紹介が行われます。翌30年2月に、児童冊子、児童書、デジタル教材が各市町に送付をされます。30年4月から新学習指導要領への移行措置及び先行実施による授業の開始が行われます。

上峰町といたしましても、このスケジュールに基づいて、移行期間にスムーズに教科化ができるように取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○1番（向井 正君）

はい、ありがとうございます。順次取り組んでいくということでもわかりました。

それから、先ほどもちょっとお話出ていましたけど、小学の3、4年生に対しても同じく2020年度から外国語活動というものが導入になる予定でございますが、その辺の前倒し的な取り組みとか、そういったことは何か考えておられるのか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

小学校3年生、4年生の取り組みということで御質問いただきました。

現在は小学校5、6年生のほうにオンラインのマンツーマン英会話を取り組んでおります。さらに来年度は、5、6年生の、この教材について取り組むということで準備をしております。その後、小学校3、4年生の対応について順次検討をされていくということになります。

現在では3、4年生についてどういうふうか、何か計画を持ってあるかという御質問でございましたが、現在のところ明確に3、4年生に対する計画については持ち合わせておりません。

以上です。

○1番（向井 正君）

はい、わかりました。いずれにいたしましても、英語教育の早期化によって子供たちが英語を楽しく感じたり、また、英語を話したいといった、そういった気持ちを子供たち自身が早い段階で感じるということが非常に大切なことかと思います。急速に進んでいきますグローバル化というものを視野に入れますと、やはり国際共通語であるこの英語の必要性というのは強く感じるところで、子供たちがしっかりと基礎英語というものを早い時期に身につけることが将来にわたって幅広い分野で活躍をできる人材育成というものにもつながってくるかと思うので、さらなる英語教育の早期化ということをまず念頭に置いていただくよう対応をお願いしたいと思います。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、実用英語検定の推進はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項1、英語教育についての要旨2、実用英語検定の推進はという御質問にお答えをいたします。

昨年度、中学校を会場として年3回にわたり、英語検定が行われました。

受検者の内訳として、準2級7名、3級26名、4級25名、5級10名の計68名が検定を受検いたしました。小学校での外国語活動をベースに中学校での佐賀県学習状況調査でも県平均を上回る成績を示してくれています。

中学校の実用英語検定につきましても、引き続き、中学校を会場として受検しやすい環境の中、多くの生徒が受検できるよう中学校と連携して推進をしております。

以上です。

○1番（向井 正君）

昨年68名の方が受検されているということで、取得状況というものはわかりますか、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま受検者に対する取得状況ということで御質問いただきました。

準2級が2名、3級13名、4級19名、5級9名、合計43名が資格を取得しておるところでございます。

以上です。

○1番（向井 正君）

そうしますと、大分、27年度よりは実績がよくなっているということで、よくわかりました。上峰町として先駆的にこの英語学習には取り組まれておりまして、昨年の9月からですか、5年生に対してもALT、それから、マンツーマンオンライン英会話学習を実施されておりまして、そこで、英語の素地というものを見つけた生徒・児童たちのほとんどが上峰中のほうに進学というか進んでおられるわけございまして、その辺での英語の継続的な学習効果の判断といったものでも、例えば英検の検定の資格の取得率といったもので十分あらわれてくるのではないかと考えておるんですが、昨年でしたか、9月のときに同じような件で伺ったとき、中学校の調査では100名以上の方が英検の受検希望者がいるということ伺っておりまして、子供たちの英検への関心も随分深まっているかと思っております。

それから最近では、高校とか大学、それから就職の際も、この英検の所持者への優遇措置ですか、そういったものも、もう確かにあるようでございます。そういった意味でも、英検受検希望者に対しての検定料ですか、この検定料の補助といったものも含めた上で、さらに児童・生徒の英語力の推進といったものを図っていただきたいと思うのでございますが、検定料の補助についてのお考えというのをお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

検定料に係る補助ということで御質問をいただきました。

現在、この検定については補助を持ち合わせておりません。

少し、そのかわりといっちは申しわけないのですが、考え方として、先ほど中学校の現場で受検をすることで対応していると。これはどういうことを示すかといいますと、通常の会場で行く場合に比べて、準会場といいます、学校のほうでまとめて検定を行うと、500円から400円の検定料が割引になるという制度があります。これを活用して、今、中学校のほうで検定をしております。そういうところの取り組みということで御紹介をさせていただきます。

ます。

御質問の補助につきましては、今のところ補助をするという考え方を持ち合わせておりません。

以上です。

○1 番（向井 正君）

はい、わかりました。今現場で受検ということで400円から500円の補助、これは補助というか、どういう——ちょっと、わかりました。それは本会場との差額ということですね。はい、わかりました。

前回、この検定料のこともちょっと質問をしておったんですが、そのときには、全額補助ということの前向きに取り組んでいくと、そういうふうな回答を伺っていたのでございますので、やはり児童・生徒たちは、個々の英語力のスキルアップということに必ずつながってくるかと思しますので、その辺、全額補助ということも含めて今後対応していただきたいと思います。

最後にちょっと答弁いただいて、この項は終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

検定料の補助につきまして近隣を見ますと、基山、それから嬉野などが補助をもって対応しておりました、1 回分の検定料について補助をしておりました。

上峰町につきましても、この補助については検討をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

次へいいですか。（発言する者あり）

質問事項 2、公共交通について、質問要旨 1、乗り合いタクシーの予約システムの方法はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。私からは、向井議員の質問事項 2、公共交通について、要旨 1、乗り合いタクシーの予約システムの方法はに関して答弁をいたします。

予約型乗り合いタクシーを利用する際の予約方法に関しての質疑かとお見受けいたします。

詳細な内容までは詰め切られてはおりませんが、地域公共交通活性化協議会での議論を経てから詳細が煮詰まることとなるため、今現在におきましては、ざっくりしたイメージで捉えていただくと幸いに存じます。

予約の方法につきましては、事前に利用者登録をしていただき、電話、スマートフォンアプリなどの手法により予約を入れていただくことにより、自宅から目的地までの最適な経路で移送することを考えております。

なお、予約型乗り合いタクシーですので、同じ時間帯の便で複数の方が予約をされる場合

もあり得ますが、1便の中で複数の方の自宅、現在地、目的地を最適な経路で結び、運行することを想定しております。そのためには、登録者の自宅、目的地、道路状況などを一括管理するシステムが必要となっておりまして、また、乗降人数の多い目的地、日、月、年単位での乗車人数など、各種統計的なデータの保有も可能となり、課題の抽出や戦略的な運営を行う上においてシステム自体は必須と考えており、今議会でも所要の経費を予算計上しているところでございます。議決をいただいた後には、地域公共交通活性化協議会にて調達方法についての議論を経て、実装を図りたいと考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

まだ詳細は煮詰まってないということですが、まず、この乗り合いタクシーの利用に当たっては、登録制ということですが、登録制ということは登録申請が当然必要になってくるかと思うわけですが、この登録申請についてはこういった形式というか、様式になるのか、お伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

予約型乗り合いタクシーにおけます登録の申請方法ということでの御質疑かとお見受けいたします。

まず、なぜ登録が必要かというそもそも論からなんですけれども、まずは予約されている方の御自宅を地図上にプロットする必要があるとございます。ですので、まずそういった作業が必要になるというのが第1の条件でございます。

また、その様式につきましては、今のところ、その様式について何らちょっとまだ御提示差し上げているわけでもございませんが、少なくともお名前とか、あるいは今後ちょっと何がしかのもし割引とかを入れるようであれば、そういった情報がわかるようなものについても情報的に収集する必要があるかと思っておりますので、そういった必要最小限のもので地図上のプロットで確認できるような申請といいたしましうか、登録の申し出内容という形での内容で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

登録申請についてはわかりました。

それから、やはりこの予約型乗り合いタクシーというのは、主に高齢者の方々を対象とした住民サービスになるかと思っておりますので、やはりデジタルとかIPなどといった予約システムというのはなるべく導入せずに、前回も申し上げましたが、センターに電話をしてもらって、この予約の原点でもありますオペレーターと直接話をしてもらうということが、まずこの予約システムの一番大事なところかと思っております。

このデマンド型交通を日本で一番最初に導入したのが福島県の今の南相馬市で、2002年の

1月ということですが、今からちょうど15年ぐらい前ですかね。その際、導入に携わられた福島大学の奥山教授の話ですが、課長は多分御存じかと思うんですけど、この奥山教授は、その後も約50近くの自治体のデマンド型交通のときの導入に携わってこられて、最も重要視されたのが、人対人というものが一番重要であると。その予約の会話の中から相手方の健康状態を把握することもできたり、それから、人と人との触れ合いといったものが生まれるといったことを強く言われております。また、予約に対することでの煩わしさ、またそれから、抵抗感といったものをなくすためにも、この人対人ということをまず念頭に置いて、総合的と申しますか、この予約システムのあり方を考えていただければ、利用増加ということにもつながるのではないかなと思うんですが、その辺のお考えをお伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

実際の予約の方法に関しての御質疑かというふうにお見受けいたします。

システム導入仕様を作成する際に具体的になんか詰めていくような話かとは思っておりますけれども、現段階の考えといたしましては、利用される年齢層というのが非常に幅広いものだというふうに考えております。ですので、予約方法につきましても多様に準備する必要があるんじゃないかと、このように考えております。

例えば先ほども例示をいたしましたように、スマートフォンアプリ、あるいはウェブでの予約、これに加えて、電話による予約なども想定はしております。ですので、デジタル、アナログの両にらみでの対応が必要になるんじゃないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、利用される方が不便を感じず乗りやすくするためのツール、こういったものを実装していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

利用者が多様にわたるということでは、スマートフォンとか、そういったものも利用できるように利用システムを考えておられるということで、私もちょっと少し調べたんですが、デジタルが7割、アナログが3割ということが基本だということを偉い人が言っておられたので、なるべく利用者の皆さん、特に高齢者の方が多いと思いますので、その辺は親切でわかりやすい予約システムということに心がけていただくようよろしくお願いします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

続きまして、質問要旨2、乗り合いタクシーの運行形態はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員からの質問事項2、公共交通について、要旨2、乗り合いタクシーの運行形態はに関して答弁をいたします。

御質疑の趣旨から、通学バス及び巡回バスの説明は除き、予約型乗り合いタクシーに特化

した説明を行いますので、御了知ほどよろしく願いをいたします。

予約型乗り合いタクシー用の車両としては、ハイエースタイプのような車両2台を調達する予定としております。

詳細の運用は、地域公共交通活性化協議会での議論を経ることになりますが、1案といたしまして、例えば8時半から9時半までの便、10時台の便、11時台の便、13時台の便、14時半から15時半までの便、そして16時半から17時半までの便というように、1時間単位で1便を運用していくような案がございます。

これを例にとりますと、一番早い8時半から9時半までの便は前日までの予約、以降の便につきましては、運行30分前までの予約とするなどのイメージを持っております。

この1時間ごとに1便を発出する案をベースに御説明させていただきますと、2台を使用いたしますので、1便につき2台の車両が町内に展開することとなります。

予約型乗り合いタクシーの目的地の設定といたしましては、もちろん施設管理者との了承や警察の協議、これも必要になってはきますけれども、現段階におきまして、公共施設、病院等、金融機関、商業施設、コンビニ、西鉄バスとの結節点となる各バス停、こういったところを、都合町内約40カ所ほどを指定していく予定としております。そこに予約者が目的地とする指定箇所へ移送することとなります。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

運行形態ということで説明をいただきました。この運行形態というのは、運行方式、それから運行ダイヤ、それから発着地、この大きな3つが基本的な要素になろうかと思います。

運行方式については、自由経路ということですね。そのときの予約の状況によって経路が決まってくるということだと思います。

それから、固定ダイヤに関しては、時間帯単位で今御説明いただいたとおり、1時間に大体1便で、この1便は2台で稼働ということで、そうしますと、固定ダイヤで予約型の場合のみこの運行ということになるわけですね。はい。

それから、発着地については、自宅から指定施設、指定施設から自宅ということかと思いますが、ここでちょっと確認でお伺いしたいのは、指定施設から指定施設への利用は可能なのかということと、先ほど説明あったかと思うんですけど、町内の国道、県道を運行している民営の路線バスで、そこまでこの視点に入っているのかということをお伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御質問が2点あったと思います。

まず施設間利用について可能かどうかということなんですが、例えば、ある方が自宅からAという商業施設に行きたいと言われた場合に、自宅からその商業施設Aまでのルートは、

もちろん移送可能でございます。また帰りについても、御予約さえしていただければ商業施設Aから御自宅までの移送ももちろん可能になってまいります。しかし、自宅から、その商業施設Aに行って、その行きすがら病院Bに行ってから自宅に帰りたいと、こういった場合の事案かなというふうに思っておりますが、そういった場合におきましては、自宅から商業施設Aは、もちろん移送可能でございます。商業施設AからBへの移送、これにつきまして施設間利用となるため、移送できないということで指導を受けております。ただし、その行った先の病院Bから御自宅まで、これは御予約いただければ移送可能というような形になりますので、基本的には施設間移送、これにつきましては予約型乗り合いタクシーでは対応できないということとなっております。

こういった施設間の移送を補うために、本町におきましては巡回型のバス、これを商業施設との密接に巡回バスの運行をすることによって補完をしようというふうに考えているところでございます。また、まさに確かにそういったところで不便を感じられるかもしれませんが、ここがまた一般のタクシーとすみ分ける大きなポイントというように理解をしているところでございます。

また、西鉄さんとかのバス停と結ぶかという御質疑だったかと思います。

こちらにつきましては、西鉄バスのバス停は結節点となりますので、非常に重要視をしております。ですので、こちらのほうも指定箇所の内数に含めてございますので、以上、御回答とさせていただきたいというふうに思います。

○1番（向井 正君）

指定施設から指定施設はちょっと利用できないということでございましたが、巡回バスの走っているところはそれで問題ないかと思っておりますけど、例えば私の住んでいる堤の地区のほうから乗り合いタクシーで出かけて、2カ所ぐらい用があると。役場に行って、例えばイオンに寄りたいとか、そういった方も多分いらっしゃると思うんですよ。そういった方たちにとってはちょっと不便じゃないかなと思うんです。これからちょっとその辺も少し検討していただければと思うんですけれども、それはできないんですね。例えば堤の方が役場に来られて、役場からまたこの乗り合いタクシーを利用できる、イオンまで利用したいというのは、それはできないということですね。はい、わかりました。

そういった乗り合いタクシーの利用方法であったり、なかなか複雑で、利用に当たってのルール、それから、今御説明いただいたこの運行形態等をやはり住民の皆さんに導入に当たって周知してもらうということがまず必要かと思うわけでございますが、その辺の説明等についてはどういった手段とか方法を考えておられるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

実際、運用に向けての広報手段ということでお尋ねかというふうに理解をしております。

まず、こちらのほうの取り組みといたしまして、実際バスに乗る上に当たって、非常にシ

システム自体がちょっと複雑なところもございますので、ペーパーといいましょうか、そういう印刷物がある程度つくったところで各御家庭のほうに配布する、あるいは、必要があれば住民説明会、あるいはまた、ウェブ上での表記、「広報かみみね」を利用しての表記、いろいろな媒体を利用しながらわかりやすく説明をしていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

広報とかチラシとか住民説明会とか、そういったもので対処をされるということでございます。どうしても利用者が交通弱者、主に高齢者になろうかと思いますので、例えば個人からとか地区のほうからそういった住民説明の要請とかあった場合は、丁寧に説明に赴くとか、そういった十分理解してもらえる対応というものをぜひお願いしたいと思います。

それから、この乗り合いタクシーでございますが、当初は10月ごろに導入予定ということで伺っていたわけでございますが、この導入開始の時期はいつごろを考えておられるのか、お伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

実施時期に関してのお問い合わせかというふうに思っております。

今現在いろいろな進捗をしているところではございますけれども、実務進めていく中で、なかなかスムーズに進まないというところでも実際出てきてはおります。何もなく、支障なくすつといけばというような前提のもとで実施時期の目安というものをお示ししていた感もありましたけれども、実務を進めていく中でそういう箇所は結構出てきておりまして、関係各所との調整というのも作業が続いているような状況でございます。何も支障がこれ以上なければ新年度ぐらいからできればというふうには思っているところでございますが、状況的に詰めていかなきゃいけない点が多々ございますので、今の現状といたしましては、粛々と執行し努力していきたいというふうに考えるところでございますので、御了知方よろしく願いたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

準備が整えば新年度ぐらいからということで、そういう説明でございますが、この乗り合いタクシーを導入している大方の自治体が、本運行という前に1カ月ぐらいの試験運行期間ですか、そういったものを設けておられます。もちろんこの期間は運賃無料ということで実施されておるようでございますが、そこで、最初のいろんな予約の仕方とか、また、この乗降場所等の把握とか確認、それから運賃の支払い方とか、先ほど説明いただいた運行形態等を、実際に乗降を体験してもらうことで、本運行よりスムーズに進めるということにつながるかと思うわけでございます。

また、この試験運行を行うことでさまざまな課題とか問題点といったものも多分出てくる

と思いますし、その本運行前にそういった問題点とかの改善もできるのではないかと、そういうふうに思うわけでございます。

そういった意味でも、試験運行というのは利用者にとっても、運行がどなたが運行なさるかとはわからないんですけれども、運行側にとっても大変意義があるものではないかと、そういうふうに思いますし、住民の皆さんにとっても、この乗り合いタクシーの利便性というものを周知してもらうことにもつながるかと思うわけでございますが、試験運行とか、そういったことに関してのお考えというものもぜひ考えていただきたいと思うんですが、その辺についてのお考えをお伺いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

いわゆる試験運行に関しての御質疑かというふうに思っております。

今のところ、すぐちょっと試験運行をしてやったほうがいいのか、あるいはすぐ本運行という形でやったほうがいいのかですね、この辺も活性化協議会の中で話しなきゃいけない内容ではございますので、ちょっと今この場でどうするということは、御回答はちょっとにわかにはしがたいわけなんですけれども、いわゆる実証運行、実証試験とか、そういった形は、今後そういう含みで議論という形もしていいのかなというふうには思っているところでございます、課題の抽出の面も含めてですね。そういうところもちょっと国交省に問い合わせしながら、そういったものができるものなのかできないものなのか、そういった確認も含めたところで検討していくべきかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

今回初めて予約型乗り合いタクシーの導入ということでございますので、いろいろと準備のほうも大変かと思うわけでございますが、この試験運行ということも含めて、住民の皆さんが使い勝手がいいと、そうやって思っただけの対応というものをぜひお願いしたいと思います。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項3、災害対策について、質問要旨、耕地整理ため池の護岸改修に向けての進捗はについて答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

皆さんこんにちは。向井議員からの災害対策について、耕地整理ため池の護岸改修に向けての進捗はという御質問でございます。

今年度、町は佐賀県土地改良事業団体連合会と事業認可を国からいただくための計画概要書作成の委託契約を締結いたしました。この契約概要書の完成後、佐賀県と九州農政局が協議を行い、今年度中に事業認可をいただける見込みでございます。その後、平成30年度に実

施設設計、平成31年度から工事着手を行うという計画になっております。

以上です。

○1番（向井 正君）

課長のほうから進捗ということで、今年度に申請を終えて、30年に設計、31年に実施計画ということですね。現在、ため池の水量というのが少な目に調整して護岸侵食の進行というものを防いでおられるとのことですが、7月の今回の豪雨の際ですけれども、上峰町においても大変雨足が強い時間帯がありました。私もこの耕地整理ため池のことをちょっと心配になりまして、雨足が弱まってからちょっと見にいったわけですが、侵食部分のかなり上のほうまで水位が達しておりまして、ちょっと心配したわけですが、やはり昨今の異常気象、それから、今回の北部九州豪雨といったような想像を絶する豪雨に上峰町自身も見舞われることも十分考えられるわけですが。

それから、御存じのように、あの耕地整理ため池自体が大分高い場所に存在しておりますので、そこが侵食が進んでいって決壊とかになると、下のほうに県道も走っておりますし、屋形原地区とか堤地区といったところに大きな被害が出るのはもう否めないかと思うわけですが。

事業主体というのが、県の事業になるんですね、これ。31年には、30年、来年度、再来年度には、この実施計画に向けて進んでいくということでございますが、昨今の気象状況から鑑みますと、一日も早い事業開始に向け、働きかけが必要かと思うわけですが、もう一度お考えをお伺いいたします。

○産業課長（小野清人君）

議員今言われますとおり、災害が一たび起きれば、県道、または住宅等にも土砂が流れるというふうなことは私どもも認知しておる次第でございます。先ほど議員が言われるように、一日も早くということでございますが、国のほうにも事情ございますし、国、県、協議をしながら、30年度実施設計と言っておりますが、その中でも工事が発注できるようなことで県とも協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

向井議員の御質疑でございます耕地整理ため池の護岸改修に向けては、地元の農業者の方々から一刻も早い対応をとということで、私どもも担当課が土地改良連合会と国と協議を、県としながら、事業認可を求めるとということで、ここで先ほど答弁されましたが、一刻も早い対応が必要だという中で、やはり地元負担の協議が当然その中心にはございまして、ここにも実施設計、工事着手という計画にはなっておりますけれども、この辺もしっかりと協議を進めながら、今後、県、そして国、そして町と地元の方々、土地改良さんもしっかり協議をしていく必要があるなというふうにお話を聞いて感じました。

以上でございます。

○1 番（向井 正君）

町長からも進めていくということで答弁をいただきました。

何せこの地区の皆さんも、耕地整理ため池の護岸侵食については不安で大変心配されておりますので、改修の実施計画に向けて関係機関への働きかけというものをぜひよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで1 番向井正議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2 時20分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時20分 再開

○議長（寺崎太彦君）

一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、2 番吉田豊君よりお願いいたします。

○2 番（吉田 豊君）

皆さんこんにちは。いましばらくおつき合いのほどをお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、通告順に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項の1 番として子育て支援の関係ですが、質問要旨の1、保育料等の保護者負担軽減対策その後ということでお尋ねをしていきたいと思います。

この件につきましては、6 月定例で国も幼児教育の段階的無償化を進めております。また課長としても、県、隣接市町の利用料金の動向にも配慮して、町単独の利用者負担額の減免については財源の負担増も必要となるので、財政状況を見ながら段階的に見直していきたいという答弁をいただいております。減免についても検討したいということでお答えをいただいておりますので、9 月には保育料の見直しも国のほうで検討されるということで、それに基づいても検討したいということだったので、実施については新年度からということもありましたが、現段階ではどの程度の減免措置が可能か、財政当局と並びに町との協議が進んだのか、それについて現段階での進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

それから2 番目といたしまして、出生記念品贈呈の取り組みその後ということでお尋ねをしております。

記念品贈呈の基本的なことについては、課長のほうでも早く実現したいというふうに申されておりましたので、その後どの程度進んでおるのかということをお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項の2といたしまして老人福祉です。

老人福祉については、さきの数回定例議会において敬老祝い金の復活ということで質問をしまいましたが、この件については、いまだ課長との意見が一致を見ることができておりませんが、私としては今日の上峰があるのは先人のおかげであるというふうに思っておりますので、課長はどのように思っておられるのかをお尋ねします。

それから要旨の2番として、健康な老人育成対策ということで掲げております。

これについては、6月定例においてやっと課長と私の予防対策が必要ということについては意見の一致を見たところであります。そこで、私は提案として、スポーツジムでも設置してはどうですかというふうなことでお尋ねをしておりましたが、今日までの政策はほとんどが対処法でありますので、対処法ではなく、予防対策としてどういう施策を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、町道整備でございます。

町道西峰東西3・4号線の進捗状況についてお尋ねをいたします。

まず、4号線の用地買収その後ということで答弁をお願いしたいと思います。

次に、3号線の進捗状況について、現段階での状況についてをお尋ねしたいと思います。

それと要旨の2番として、町道改良計画ということでお尋ねをしております。

この件については、28年から町道維持管理費として1億円以上の予算を見てきたところでございます。議会としても住民サービス向上を図っているところでありますが、先日、長崎自動車道の側道の改良工事が行われている現場を目撃いたしました。私は啞然といたしました。なぜなら、住民の皆さんの毎日の生活の中で活用されている生活道路が下水管の布設工事により町内の全ての集落内の生活道路が傷んでおります。住民の生活に密着している生活道路が放置されていると言っても過言ではないというふうに私は考えました。町長の執行権に口を出すつもりはありませんが、我々議員は議員として住民に対して公平、平等に行政サービスが提供されているかをチェックする機関として私はお尋ねをしておきますので、できるならば全体計画と年次計画を公表してもらいたく思います。

次に、上峰町振興対策ということでお尋ねをしております。

質問の要旨として、人口減少防止対策として、どうしても定住促進が必要になると思っておりますので、先日、佐賀新聞の報道によりますと、みやき町では定住促進対策として一戸建ての町営住宅を建設する旨の報道がありました。室長も当然ごらんになっておると思いますが、戸建てでも賃貸であれば、私は定住にはつながらないというふうに思いますが、室長の考えはいかがお考えでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

それから5番目といたしまして、農地転用の許可基準について、隣地同意は必ず必要であるか否かということでお尋ねをしております。

これについては、つい先日、大豆のへり防除作業が行われていましたが、私が農道を走っているときにちょうど農協の営農指導員さんとばったり会いまして、そこでちょっと立ち話をしたら、住民の方から役場に苦情があつて連絡があつたので、今謝りに行くところですよというふうに申されました。農作業は、御案内のとおり、天気仕事でございます。自然を相手にしているところでございますので、事前に連絡するのは当然でございますが、連絡をする時間的余裕もなく、ついつい作業に入る場合もあると思いますので、転用の隣地の同意条件のあるときに農作業に対しては苦情を言わないという不動産屋の売買のときにそういう条件がつけられないかどうか、それについて法的根拠含めて答弁をお願いしたいと思います。

それから最後に、町長施政方針に対する各課長の取り組みということで総務課を一番最初にお尋ねをして、あと多分時間が足らなくなると思うんで、総務課だけしか書いておりませんが、残りの課長さんについては今後随時お尋ねをしていきたいと思っております。

で、常備消防の、あるいは救急体制の充実ということでお尋ねをしております。木工所の本宅火災の折に、サイレンの吹鳴と同時にうちを出たらですね、ちょうど私の知人宅の方向になったんで、もういち早く駆けつけたんですが、まだそのときには消防車は一台も来ておりませんでした。消火栓を使って地元の方が放水をされておりましたが、各部の消防が早くですね、常備消防が一番じゃなかったのを目撃しました。したがって、何でおくれたのか。過去の火災において常設消防が一番でないということは過去なかったというふうに私は記憶しておりますので、どういう状況でおくれたのか。それは例えば、人員の問題なり、何かがあれば、消防議会で今後要望して充実させていただきたいというふうに考えましたので、お尋ねをしております。

それから2番目といたしまして、消防車の格納庫の更新年次計画と概算費の事業費をお示してくださいということで資料が出ていますので、説明を受けながら質問を繰り返していきたいと思っております。

それから、消防水利の整備ということで消火栓の計画的な整備が必要ではないかということで、これについても全体計画と年次計画を資料いただいておりますので、資料の説明を受けながら質疑を返していきたいと思っております。

それから、防災・減災体制の範囲という項目での課長の答弁で、自主防災組織の設立・育成を進めることが必要ということで資料をいただいておりますので、どこに、実績としてですね、自主防災組織ができたのか、何カ所できたのか、そういうことをお尋ねしたいと思いますので、以上、よろしく願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、子育て支援。質問要旨1、保育料等の保護者負担軽減対策その後

について答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

それでは、吉田議員の質問でございます。質問事項の１、子育て支援、要旨の１、保育料等の保護者負担軽減対策その後ということでございます。

吉田議員の御質問の保護者負担軽減対策につきましてですが、６月議会におきましてもある一定の考えをお示ししたところでございます。保育料設定の基礎といたしまして、所得課税額に応じまして教育的保育１号です、それから、については５階層、保育施設２、３号につきましても８階層に保育の区分の設定ということをやっております。このことに関しましては、一応今年度はこの状況でいくということでお示しをしたところでございます。

このような中ではございますが、町の子育て支援の政策といたしまして、ひとり親家庭への第２子以降の減免、それから、多子世帯におけます保育料の減免等がもう現在実施をされております。規則改正も行ったところでございます。減免措置の対応を実施しておるところでございます。町の負担軽減対策といたしましても、今後も幼児教育の段階的無償化に向けての制度改正の動きがあるということにつきましても、積極的に上峰町といたしましても実施をしていくということになっていくことと思います。

本年度新たな軽減措置といたしまして、市町村民税非課税世帯の第２子無償化、年収にいたしまして３,６００千円未満相当世帯の保護者負担額の軽減、特にひとり親家庭の軽減措置にさらに拡充をしているところでございます。要するに一般家庭、２人親家庭におきましても３,６００千円相当の所得割課税額につきまして中間層であります４階層を判定分離をいたします。算定児童の年齢撤廃によります利用者負担額の減免措置が確定し、町といたしましても電算のシステム改修等も行いまして、もう現在実施をしているところでございます。今後も子育て支援法によります教育、保育に係る利用料金の無償化に向けた段階的な減免措置など、町の負担軽減対策といたしまして漏れなきよう実施をしてまいります。

今後も町が設定しております教育施設における５階層利用者負担額及び保育施設における８階層の利用者負担額につきましても、国の子育て支援施策によります利用者負担におきまして、今後の減免、減額等の制度改正等にも実態についても注視をしまして、県、または、やはりどうしても近隣市町からの転入とか転出等々を考えますと、利用料金等の動向にやはり配慮はどうしても必要になってまいりますので、そのところにはもうかなり注視をしていきたいというふう考えているところでございます。

今後の実績の状況を分析し、やはり新年度に向けましてですが、段階的な保護者負担軽減額についての見直しについて前向きに検討をしていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○２番（吉田 豊君）

課長からお答えをいただきました。課長の説明のように、ひとり親世帯とか、多子世帯、

あるいは低所得者世帯というのは、それなりに国のほうも助成をしているわけですね。私がここで言いたいのは、全世帯に対する一律ね、例えばですよ、3千円でもいいし、5千円でもいい、予算の許す範囲内で、財政の許す範囲内で財政当局と協議が調うならば、全世帯を対象に助成ができないのかということ。それをすることによって、隣接市町の保育担当業務の担当者に刺激を与え、それが県、ひいては国に対して、地方のうねりとして国のそれを伝えることによって、国全体の保育行政に対する助成措置ができるのではないかなというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

どうもありがとうございます。6月議会等でもちょっとそこには少し触れさせていただきました。今先ほど御説明いたしました減額措置に関しましては、実際、上峰町もうやっている措置でございます。それに加えて、段階的な措置というところにおきましては、やはり要するに言葉で言う、今言われている生活困窮者、またはひとり親世帯という弱者に対する支援ですね、そういったところにすごく重きがやはりありますので、そういったところだけではなくて、やはり議員おっしゃいますとおり、減免に関しましては私も平等に全体的な見方をしていくべきというふうには考えます。その軽減に対する方法というのはちょっともう少し検討の余地が必要かと思いますが、一応軽減の対象としましては、やはり全部に行き渡る軽減措置でないと、なかなか保護者のニーズにも応えていけないというところはあるかもわかりませんので、そういったところも検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

新年度からそれをやっていきたいというふうな課長のお答えでございます。これはですね、これをするによって他町よりも一歩前に出ると、私がいつも言っていますように、一歩出ることによって、他町から上峰町への移住が私は進むものというふうにも考えています。副作用が出てくると思うんですよ。だから、ぜひとも実現に向けて努力をお願いしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと先へ進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、出生記念品贈呈の取り組みその後について答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

吉田議員の2番目の御質問でございます。質問事項1、子育て支援、要旨の2でございます。出生記念品贈呈の取り組みその後ということでございます。

この件につきましても6月定例議会で一応取り組みの方向、方向性というのをちょっとお

示しをさせていただいております。やはりその後ですね、県内の動向等もまた最新情報をちょっと入手したいということで調査をしましたが、現在はまだ記念品の助成の制度的には動きがない状態というのは、これは確認をしているところでございます。

現状といたしましては、少子化に伴う、やはり先ほどから申されるように、定住促進の政策として位置づけられた助成制度として見受けられることが多くございます。町といたしましては、子育て支援の一環事業として、さらには若い世代の町への長期の滞在、さらに定住へとつながる事業の一環といたしまして、このような助成制度を設けることについては前向きに考えたいというふうに思うところでございます。

この質問をいただいた後も、子育て支援関連事業を抱えておりますほかの担当課でございますが、とも贈呈に関する仕組みづくり等の検討とか、あるいは上峰町からお祝いの品であることから、より保護者のニーズに沿った贈り物がないか等情報収集を行い、協議を今行っているところでございます。保護者の方に無作為にお祝いの品があれば何がうれしいですかという質問を投げかけたこともございます。そして、聴取をしたところです。やはり考え方は個人差があって千差万別であります。なかなか同じではございません。しかしながら、町としてそこまで子供のことを考えてくださるのかという印象は、言葉で感じてもらったことも事実でございます。これらのことを考えますと、祝い品贈呈の制度につきましては、今後やはり長く続けられるようなスキームを考えるべきというふうに思います。やはり実施に当たっては子供の誕生を祝うことは当然のことながら、保護者におきましては上峰町を愛していただける町と印象づけられ、定住促進につながる制度にしたいというふうに考えたいと思います。この辺を考慮いたしまして、もう少しお時間をいただき、町皆様にも喜ばれるような制度づくりを検討したいというふうに考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○2 番（吉田 豊君）

もう少し時間が必要ということでございますので、少なくとも新年度に向けてはですね、これが実現できるように進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

これで次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 2、老人福祉。質問要旨 1、敬老祝金について答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項 2、老人福祉、要旨 1、敬老祝金についてに関して答弁をいたします。

これまでの議論の過程からも今後の人口予測や将来ビジョンの内容については御理解をいただいていることかと推察しております。超高齢化社会の到来が現実のものとなり、日本全体が新たな局面を迎えております。それに伴い、社会保障を取り巻く状況が大きく変化し、

さまざまな課題も生じているのだと思います。

当町におきましても、町におきます施策を充実させていく必要があり、そのための財源や中長期的なビジョンを持ち合わせ、人口増加、維持を図ることが必要な時代だと感じております。

高齢者に対する配慮と過去の財政難で縮減された内容を復元すべきとの御意見かと推察しておりますが、来たるべき時代に備え、人口をふやす算段を立てる、子育てを安心してできるように環境を構築するなどに予算を振り向けるといったことが必要となるようにも感じております。

そういった背景を踏まえますと、これまでの説明のとおり、超高齢化時代が到来する中でも縮減することなく維持できるよう努力していく所存ですので、御理解のほど賜りたいと思っております。以上です。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

私の質問に対してちょっと答弁の趣旨が違っているように感じました。というのはですね、健康福祉課長も先人のおかげということは前6月定例でもお認めいただいたと思うんですよ。じゃ、その先人の功績ということに対して課長はどう思っていますかということをお尋ねしたんですが、いま一度答弁をお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御質疑にお答えいたしますが、もちろん今日の上峰がございますのは先人のおかげだというふうに認識をしているところでございます。確かに一時期の苦しい状況から比較をいたしますと、状況は若干好転しているように考えられます。しかし、一時期の状況で将来的な負担を伴う施策については慎重な姿勢が必要であるとも考えられます。あくまでも現状の維持を行いたい旨を指標としておりまして、削減廃止を打ち出しているわけではございません。

また、他の自治体におかれましては、例えば、神戸市なんかでは、昨年ですかね、2016年度でこの敬老祝い金を廃止しまして、今後は健康寿命を延ばす取り組みに力を入れたいというような方向転換をされております。

また、敬老の祝いが設定されましたのが昨年で50周年でしたので、ことし51年になるかと思えます。50年前は65歳以上の高齢者は全体の6%ほどだったというふうに聞き及んでおります。昨年3月の総務省の人口推計では27%というような状況になっております。いわゆる今後人口の多い団塊の世代が75歳以上となります2025年問題が控えるというような形で考えておられるのかなというふうにも思ったりいたします。

また、大津市でしたかね、ここでも大津市におきましても敬老祝い金の見直しを行っておりまして、また、高松市におかれましては77歳の人への敬老祝い金を10千円出されていたそうですが、廃止にされたというふうにしております。これにおきましては2017年発表にな

りました、いわゆる平均寿命と言われるものなんですけれども、男性が80.98歳、女性が87.14歳ということで、平均寿命が既にもう77歳を上回っておりまして、長寿を祝うという趣旨が薄れてきたというような形で、かじを切る自治体も今ふえてきているという状況にございます。

今後ひょっとするとこういうようないねりが全国的に出てくるやもしれないと。こういう中においても、私ども上峰町といたしましては、現状を維持できるよう努力をしていきたいというふうに考えているところと思います。

また、2025年に向かいまして、他の自治体では削減、廃止、こういったものの議論に直面する機会というのが恐らく到来するだろうというふうに思っております。現状で不確定な自治体経営状況を見据えながら、一人一人の現金配布の拡充を行うということよりも、将来に備えた事業施策の展開を検討していくこと、こういう有益性もあるという旨御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

廃止をしている自治体もありますよということで御回答いただきましたが、私の考えとちょっと違うような気がするんですね。というのは、例えばですね、ことし、私70になって古希祝いの8千円をいただくことになっていますが、古希から喜寿まで6年間、喜寿から米寿まで10年間、米寿から白寿まで10年間、その間何もないとですよ、高齢者に対する助成じゃないですけども、こういう交付金がね。で、計算すると、大した金額にはならんとですよ。今現在で大体3,290千円ぐらいのこの節目節目のお祝い金が出ているようでございますが、仮にですよ、仮に60歳以上に1人一律もう3千円でも出すという形になれば、現在の節目節目の251人、これあくまでも7月末の現在の人口ですけども、251人を引くと、大体2,749人で5,498千円ですね。それから、65歳以上になりますと、ぐっと落ちて2,322人から251人を2,071人掛け2千円で4,142千円。この節目節目じゃない方々に対しても幾らかの気持ちを出してもいいんじゃないかという形で考えれば、非常に残念ですけども、現在のこの節目節目のところから幾らかでも削ってでも私は全体の老人に支給していただけるのがいいのじゃないかなというふうに考えます。

というのは、先般、ちょっとお年寄りと部落の方と話をしとったらですね、老人の単独世帯ですけど、庭木の手入れなり、草むしりすら大変だと。じゃ、シルバー人材の活用は考えんのですかと言うたら、そのシルバー人材のお金さえまならんと。そういう方々に対してもやはり、先ほど課長申されたように、今日の上峰があるのは先人たちのおかげということで感謝をするならですね、例えば、2千円でもいいんじゃないですか、3千円が無理なら、2千円でも、千円でもいいじゃないですか。シルバー人材使えるんじゃないですか。そういう生活の実態というものをやはり課長はアンケートでもとって、実際、部落を回ってでも老人

の生活の実態というものを目の当たりにして、こうだから必要ですよという施策の訴えを少なくとも我々に示していただきたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほど御質疑をいただいたところでございますけれども、あくまでも長寿祝い金というのは慈善的な色合いが強い給付でございまして、生活を補填するための給付ではないというように認識をしております。くだんのそのシルバーの事例につきましては、こういう長寿祝い金で対応すべきものではなくて、ほかの施策で対応すべきではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

あのね、課長さん、ほかの施策じゃない、その施策を出してくださいよ。こういう案がありますよということを出さんとね、我々はああそうですかとはいかんですよ。そこまで言うのだったら、出してください、ほかの施策を。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

具体的に施策をとということで御質疑いただきましたけれども、今ちょっと聞いたような事例でございまして、今すぐに御回答するというふうにはにわかには難しいところはございますけれども、そういった生活に困窮されている方について何らかの施策をしていくということに関しては、十分検討して何らかの施策を立案していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

今は持ち合わせてないからということで何か考えるということでございますので、12月に出るのか、3月に出るのか、新年度に入ってからなのか、ちょっとわかりませんが、遅くとも新年度に向けてはこういう施策ということでぜひとも出していただきたいと思います、よろしくお願いします。（「答弁」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（河上昌弘君）

多方面から検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

今回もちょっと質問の趣旨から外れとるね。私は新年度に向けてと言ったんですよ。ほかの施策をどうのこうのじゃなくて、新年度に向けて施策を出してくださいと言ったんです。できますか、できませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

確約はちょっとできませんが、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

少なくとも健康福祉課の課長さんですよ。確約はできないという答弁は何なんですか。努力はしましたけれど、結果的にできませんでしたと終わるつもりなんですか。それじゃ許さんですよ。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

財源等の問題もございますので、そういったところを検討させていきながらさせていただきたいと思いますが、どうしても新年度予算までというお尻がちょっと、今言われておりますので、できませんということでは回答にならないような形にしたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、健康な老人育成対策（仮称スポーツジム等）について答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項 2、老人福祉、要旨 2、健康な老人育成対策（仮称スポーツジム等）に関して答弁をいたします。

現在、当町では高齢者向けの運動教室は身体状況の程度に応じた段階的な実施をし、介護保険制度を利用したアプローチとしては事業体系をスクラップ・アンド・ビルド的な発想を用い再編を試みたい旨、これまでの議論でも御説明を申し上げ、御理解いただいているものと推察しております。

私も思うのですが、いざ年をとって生活習慣が固まった状態から運動を習慣づけるといっても、これを持続的に行うにはかなりの労力を伴います。しかし、若いころから運動習慣を身につけ、常日ごろから運動をしていくことをライフワークとしていけば、個人個人の健康意識も高まり、70歳、80歳になっても身体機能の維持をしやすく、ひいては医療保険、介護保険の給付軽減にもつながっていくものと考えております。また、運動だけでなく、これに基礎疾患の管理と栄養の評価を加えることで、より効果的な事業になっていくのではないかと考えております。

現在、国の考え方では、対象年齢によって制度が異なるため、補助金や交付金をすみ分けておりますが、ここをうまく切れ目がないようにつなげていくことで、若いころから高齢に至るまで一貫した提供ができる伸びしろが十分あると考えております。ソフト事業としまして有益性を感じておりますので、財源、実施方法を含め、現在、研究、模索をしているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2 番（吉田 豊君）

この件については、多分 2 月の定例、6 月の定例で課長とお話をさせていただいたという

ふうに記憶をしております。その中でですね、先ほども言われたように、今の健康体操、転倒防止とかという形では、ちょっともう体力の維持というのは、私は無理だと思うんですね。だから、6月にも言いましたように、もう40歳ぐらいからね、この運動教室に通って、そこに少なくとも、何ですか、インストラクターですか、指導者を置いたぐらいの健康体操ができるようなスポーツジムをつくるべきじゃないんですか、それがひいては、先ほど課長もお答えになりましたように、医療費の軽減にもつながっていくんですよと、総合的に見たら悪い話じゃないと思いますということで、過去ずうっと私は言ってきたんですね。で、今言われたソフト事業で現在模索中ですよということなんですが、これについても、じゃ、いつぐらいまでにどういう施策があるということで我々に提示できるのでしょうか。一応期日を明言してください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

今、御質疑をいただいたところでございます。こちらのほうにつきましてはですね、現役世代から健康づくりは推進していくべきだというように考えは私も同様でございます。これには国民健康保険と介護保険の制度を両にらみで推進していくことが肝要かというふうに今現在考えております。

国保制度の面から言いますと、現在、予防重視にシフトをしておりますて、生活習慣病予防対策として、メタボリックシンドロームの該当者、あるいは糖尿病性有病者の増加を抑制し、データ分析に基づく医療機関と連携した糖尿病性腎症の重症化予防、脳卒中、心筋梗塞の予防などの取り組み、これをさらに強化していく必要がございます。

これに優位性を持たせるために、健診の受診率を上げる必要がまずございまして、受診率向上のためのインセンティブとして、町内のほうでも昨今フィットネスクラブのほうが幾つか出てきておりますので、そういった町内で営業するそういうクラブさんなんかとの連携も模索していくことで今検討しているところでございます。

また、高齢者の場合は虚弱の状態、いわゆるフレイルという状態に至る前に、適切な介入と支援が大事ですので、現役世代から高齢期に差しかかる前に、加齢に伴う変化、例えば、食欲低下、活動量の減少、あるいは筋力低下、これが加齢に伴う変化に気づけるような体制づくりが重要かというふうに考えております。言うなれば、住民のライフステージに合わせましてメタボ対策からフレイル対応に円滑に移行できるような事業体系が望ましいというふうに考えております。

こういった仕組みを構築するために、国民健康保険制度、そして、介護保険制度の両にらみで横断的な対応を図る必要があると思っております。

で、期限的なことなんですけれども、特に国保面におきましては受診率の向上とかでインセンティブで保険者努力支援制度というものが前倒しで実施されておりますので、そういったものをしていくのであれば、来年度の当初あたりで形ができればというような形で進めて

いこうというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 3、町道整備、質問要旨 1、町道西峰東西 3・4 号線進捗状況について答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項 3、町道整備、要旨 1、町道西峰東西 3・4 号線進捗状況という質問に関して答弁します。

まず、西峰東西 3 号線についてですが、現在、路線測量業務を発注し、事業を実施中でございます。また、今年度より社会資本整備総合交付金事業の対象事業として実施しており、事業推進に関しましては予算の配分に左右されるため、早期の完成に向けた予算要求及び確保に努めたいと考えております。

なお、今年度において事業費の追加配分があれば、引き続き実施設計を行い、地元説明会を開催していきたいと考えております。

続きまして、西峰東西 4 号線でございますが、未買収地の地権者の方と折衝を行い、舗装する方向で協議を行っていますが、現在のところ了承は得られていない状況です。今後も早期に舗装できるよう折衝を行っていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問答弁を終わります。

○2 番（吉田 豊君）

まず、3 号線については測量の委託をした段階ということでお答えをいただきましたが、ちょっと 6 月定例の同僚議員の質問に対して三好課長の答弁の文を読みますと、今後、測量をやりながら計画を立てて用地買収という形で進んでいくわけですがけれども、その中で個人さんともお会いすることになると思います。また、環境的な部分でも担当課のほうにもお話をしながら、両方で協議しながら善処していきたいと思います。道が通る際には、必ずそこをのけていただくような、ちゃんときれいにしていただくようなこととお話を進めていきたいと思いますので、その点御了解をいただきたいと思います。ということで、この 3 号線の用地予定の中になんか樹木があつて、なかなか地元でもその件については頭を痛められておるようすし、この 3 号線の町道採択のときにも附帯意見としてこの樹木の伐採というのは条件づけてあるわけですね。その話がついて設計委託になったのか、まだそのままだのか。私、先日、現場を見たときにはまだそのままだの状況でございました。その点については課長どのように進められていく予定なのかですね。

それと、4 号線については、用地買収のできていない分については、それを置いて舗装するというのでまだ地権者との話が進んでないということですか。——はい、わかりました。

あと、じゃ、お答えいただきたい。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから御質疑がありました3号線のほうについて、まず御説明を申し上げます。

地権者の方と一旦お会いしましてお話をさせていただいております。で、路線測量に関しましても、道路中心線から何メートルかかるというところまで測量やりますので、本人さんとお会いしまして、そこまでの伐採についてやっていただけないかということで依頼しましたところ、測量までの間に、測量に係る部分に関しましては伐採をしていただいております。で、残りの部分については12月ぐらいをめどにということでお話をしておりましたが、実施設計の予算等がまだついておりませんので、実施設計が終わって地元説明会をやるまでには伐採をお願いできないかということで協議をやっております。本人さんのほうも御了承をいただきまして、地元説明会開催までには伐採をするということでお答えをいただいているところでございます。

あと4号線に関しましては、本人さんとお会いしてお話をさせていただきましたが、一旦のところ舗装について御了承をいただいたところなんですけども、また違うところでの要望をされて、そちらの協議に時間がかかっているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

3号線については地権者とお会いをして地元説明会までには全て対応しますという約束をいただいたということでございますので、課長、いろいろと大変でございましょうが、よろしくお願ひしたいと思います。

これで先に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、町道改良計画（全路線対象）改良が必要な全路線の改良計画について答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項3、町道整備、要旨2、町道改良計画（全路線対象）改良が必要な全路線の改良計画という質問に関して答弁いたします。

町道改良計画につきましては、現在、全町的な整備計画はございません。さきに行った路面性状調査の結果を参考に現地調査し、緊急性の高い箇所から着手しているのが実情でございます。

また、改良が必要な全路線の改良計画ということでございますが、改良が必要な箇所を特定はしておりませんが、一般的には大型車両が頻繁に通行する箇所や交通量が多い箇所など

が該当すると思われ、着手する段階で判断しており、改良計画としては持ち合わせておりません。

あと、先ほど高速側道線の話が出ましたが、その路線に関しましては性状調査の関係で答えが出ておりまして、50%以上の部分の改修を早急にやるという数字で出ているところでございます。

以上、吉田議員の質問答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

私が言いたいのは、先ほどもこの要旨の説明のところで申し上げましたが、その長崎自動車道の側道については性状調査で50%以上の損傷があるということだったからということなのですが、まず、その前にね、地域住民の生活道路が最優先じゃないんですか。だから、道路改良計画を出しなさいと、それを議員の中で話し合って、やっぱり順序をね、ある程度していかなと、あなた任せではもう生活道路が全く手がついてないじゃないですか。特に私もこの質問を出す上で大体町内道路見て回りましたよ。それとね、住宅団地の中っていうのはね、2トン車以上、いわゆる引っ越し車両以外に、そぎゃん10トン車の通るようなあれはないですよ。だから、生活道路の舗装の改良していかなと、下水道を布設したときのマンホールがね、路面よりもうんと出て、結構まだ事故が起きてないからいいんですけど、二輪車あたりは倒れますよ。そういう実態を把握して緊急性のあるやつから早くやってくださいということを申し上げているんです。

高速道路の側道のところが大型車両が通るからって、大型車両は少々通ったってね、そんな工場ですから、普通の一般家庭の地震と間違ような揺れもないでしょうし。だから、まず住民に密着した生活道路をより早くしてもらわんと、住民のもう限界が待ち切れん状態になっておられるということは認識をしていただかんとですね。

そこですね、申し上げますが、例えば、今の町道の改良計画を見てみますと、何というんですか、路床から路盤から全部やりかえておられますよね。だから、2トン車以上の大型車両が通らんようなところは、私はオーバーレイ、舗装面の改良だけでも十分間に合うんじゃないかというふうに思うんです。それをすることによって、同じ金額でも相当割安でできればですよ、同じ予算の1億円なら1億円の中でも、今のやり方で行くならば、1億数千万円の工事計画ができるんじゃないかというふうに思うんですね。やはりまずは住民の生活道路を最優先的にやってもらわんとだめだということです。だから、それをあなた方が独断と偏見で今までされてますから、議会もちょっとチェックしようじゃないかという気持ちです。計画を出しなさいということで申し上げたんですが、今後、いつまでかには出せますか、出せませんか、道路改良計画。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問の中で、まず、路盤からやりかえてるという質問の項がございましたけど

も、大型車両が通るところに関しましては確かに路盤からやりかえております。場所的に言いますと、先ほどから出てる高速側道線、あと今までやった工事の中では米多南北線ですかね、野菊の里の前の道なんですけれども、そういったところに関しましては路盤から入れかえて施工をやっております。で、そのほかの工事に関しましては、一旦舗装をはぎ取って、路盤の補足剤というものをに入れて上層路盤を仕上げた上に舗装をやりかえるという舗装だけのやりかえをやっております。今、議員が申されたとおり、1.7倍、1.4倍から1.7倍ぐらいの路盤からやりかえる工事よりも、それだけ面積は大きくできるという工事の施工法をやっておりますので、そこは御了解いただきたいと思います。

あと全町的な計画ということでございますけれども、25年に行いました路面性状調査結果をもとに、今、スクールゾーンにその結果をかぶせた図面を作成する途中でございまして、そういったものを含めたところでですね、現地踏査を行いながら計画的なものをつくってお示しできればと思いますけれども、今のところまだ作業を進めている段階なので、いつの時期というのは、ちょっと今のここでは申し上げることはできないかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

今回は私だけがこの町道関係出しているようでございますけれども、ほかの同僚議員も全部がですね、やっぱり地域の代表として出てこられてますので、議員さん、結構頼まれて、お持ちだと思っんですよ。それは何かと、もうほとんど生活道路なんですね。ここの道いつようなるですか。だから、それを我々も、いや、何年ぐらいにはなりますよっていう答えを出すためにも、やっぱりその全体計画を示していただきたいなというふうに思いますが、やっぱりそれは不可能ですか。可能か、不可能だけで。

○町長（武廣勇平君）

ほかの市町もですね、しっかりと調査した上で答えるべきかもしれませんが、今、一面的にですね、生活道路を優先すべきだという視点だけで議員はお伝えをされましたけれども、先ほどスクールゾーンか否か、あるいは交通事故がどの点で発生しているか、また、財政状況を考えますと、補助事業を優先すべきというところからすると、どちらが対象となる区間がどうかということで、実施の優先度というのはその時々変わってくるものでございます。よって、その計画によってですね、本町の管理運営事項である執行部の判断で路面性状調査を基本としながら、住民、あるいは議会、あるいはその他要望で集まってくるものを鑑みですね、緊急性、あるいは危険度というものを総合的に勘案して、道路については整備していくということで方針を示してございます。

ただし、その中でもかねてから懸案で、ある程度議会の中で方針としてお伝えしているものについては、行政報告、施政方針等で主なものとして記載をさせていただいているところでございますので、詳細にわたっての計画は難しゅうございますが、ある程度把握ができる

ものについては、この場をかりて示していきたいということで考えてございます。

○2番（吉田 豊君）

町長からお答えいただいて納得するところでございますが、ちょっと気になる表現が町長の言葉にあります。財政状況っていうのがありましたが、今現在ですね、設計が各重機がほとんどリース会社からのリース料単価の積み上げになっているはずだと思います。で、昭和の時代は、その土建業者さんが機械を買って、その耐用年数と減価償却による代価表の積み上げなんですね。すると、やっぱりリース代という形になると、普通の減価償却からいくと、相当単価的には上がってくると思いますので、副町長、土木の専門でございますので、よく町長に意見具申してですね、私はリースよりも損料による計算の積み上げのほうがうんと安く上がると思うんです。それが分母が安くなると、国、県が示す入札率の率にもずっと高くなってきます、分母が少なくなるからですね。入札率に対してもよそからいろいろと苦言を言われるような筋合いありませんので、やっぱり設計のあり方自体を私は見直すべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひとも副町長の指導をいただきながら、建設課長、損料による設計の積み上げは行ってください。機械リースは割高になると思います。それは数字を出していただいてから見らんとですね、どっちがどうなるかわかりませんが、私の勘としては損料による積み上げのほうがうんと安くなるんじゃないかというふうに思います。

（発言する者あり）

○町長（武廣勇平君）

積算につきましては副町長のほうから後ほど答弁させますが、基本的にちょっと先ほど財政状況と申しましたので、ちょっと誤解があるようでございまして、答弁重ねさせていただきたいと思いますが、ある路線がですね、優先度が高い状況になって、A路線、B路線よりも優先度が高い状況にあったとしても、Bが補助事業に乗る路線だったら、Bを優先すべきだという考え方はあってもおかしくないのではないかという、例えでお伝えしたところでございます。

○副町長（森 悟君）

先ほどから吉田議員のほうから御質問あっていますポイントで2点ちょっと私も気になっているところがございますので、この場をかりて申し上げさせていただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、マンホール等、今、我々が、車、自転車で動いている舗装面、かなりギャップがあるところが結構ございます。私も以前から気になっております。そこはやっぱり子供たちも二輪車で通るところでございますし、しっかりですね、ギャップの対応につきましては、そんな大きな予算ではございませんので、その都度その都度、修繕工事という形で今後はしっかり私も見させていただきたいと思っております。建設課長にも内容につきましてはつぶさに私のほうも一緒に入って、内容を検討して、そして、工事に向けてどうかできないかということで今から考えていきます。

それから、リース料、減価償却でございますが、これは国交省の考え方でございます。だから、選択をどこにするというのですね、一自治体では今のところはいけません。そういう非常にどちらかというと、国のほうの考え方としていろんな経済情勢等々鑑みながら、今の積算体系ができておりますものですから、そこは私どものほうでなかなか簡単に動かせるものではないと思います。しかしながら、全体的に積算として過大なものにならないよう、そこはですね、私もこの5月から就任いたしましてからしっかり見させていただいておりますし、幾つかの課におきましては、内容について変更するような、そういう指示もいたしております。今後もそのような視点でやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、上峰町振興対策、質問要旨、人口減少防止対策（定住促進対策）について答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、上峰町振興対策、要旨の1、人口減少防止対策（定住促進対策）について答弁をいたしたいと思います。

人口減少防止対策、特に定住促進対策につきましては、さまざまな解釈があるとは思いますが、一般的には移住、すなわち町外からの転入の促進を指すと理解しております。この転入促進策につきましては、各自治体で、例えば、移住希望者からの相談対応や空き家情報の提供、また、奨励金の交付等のさまざまな施策がとられております。また、議員が言及をされたみやき町の町営住宅もこうした観念の施策として位置づけをされていると、このように認識しております。

また、議員のほうからは、このみやき町の町営住宅に関しまして賃貸では定住につながらないのではないかという御指摘がございました。私も賃貸のほうが一般的には自己所有の物件よりも引っ越す場合の売却等の手間がかからない分、人の流動化、流動性が高くなると思いますし、また、賃貸の場合は一般的に比較的若い方が入居されるケースが多いと聞いておりますので、そうした意味では転職等による転居の可能性というものも中高年の方よりも高いのではないかとこのように思っております。

ただ、他の自治体の状況などを見ますと、実際にはですね、よほど知名度が高い地域以外はいきなり移住ということになりませんで、まずは、その地域を知ってもらい、行ってみたい、そして、住んでみたいという魅力を感じてもらうことから始める必要がございます。各自治体の取り組みの実態といたしましては、地域PRや観光振興と極めて近い取り組みとなっております。本町の場合も総合戦略の中で、まずは、交流の拠点となる道の駅の設置や鎮西山を中心とする観光資源の開発、また、地域情報の発信、PRに取り組むこととし

ております。こうした取り組みの延長線上に移住、定住の効果を期待したいと考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

時間が余りないようですが、基本的には賃貸よりも持ち家のほうが定住につながるんじゃないかという、私の意見と部分的には一致したような気がいたします。

じゃ、そのためにはですね、もちろん今の町外からの移住促進を図らなければなりません、その移住促進を図るためにはどういう施策が必要であるか、どのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

定住促進のためには賃貸ではなかなか効果がどうかという議論がございましたが、根本的に、本質的には本町の人口動態、平成27年度に人口ビジョンを策定しました折、さまざま調査をしておりますが、その調査によりますと、本町の場合、進学、就職時の社会減というものが人口の減少面の主な要因となっております。その反面で1回町外に出た方が30歳前後で戻ってきていらっしゃるということも把握しておりますので、こうしたUターン組の方とか30歳前後の方が本町で生活してみようと、そういう気になっていただけるような施策が必要ではないかというふうに思っております。そのためには総合戦略に掲げております企業誘致等による就業先の確保でございますとか、あるいはこの道の駅を中核とした人の流れの創出、こうしたものをきちんと取り組んでいくことがまずは必要ではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項5、農地転用の許可基準について、質問要旨、隣地同意は必須条件か否かについて答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

吉田議員からの農地転用の許可基準について、隣地同意は必須条件か否かという御質問でございます。

上峰町農業委員会では隣地農地の同意は必須条件でございます。総括質問の中で地元の住民さんと農作業中のトラブルがあったというふうな御報告がありましたが、そういった苦情等、同意をいただくときに不動産業者に対してお客さんに農作業中の協力依頼が条件とできないかというふうなことを言われ、提案いただきましたが、町農業委員会のほうに御提案を申し上げて協議をしていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 6、町長施政方針に対する各課長の取り組み（総務課）。質問要旨 1、常備消防、救急体制の充実、木工所本宅火災の折の常備消防の到着順位は。また、昨年 1 年間の緊急出動の実態はについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆さんこんにちは。私のほうからは吉田議員の質問事項の 6 の町長施政方針に対する各課長の取り組みの中の質問要旨 1、常備消防、救急体制の充実、木工所本宅火災の折の常備消防の到着順位は。また、昨年 1 年間の救急出動の実態につきまして答弁申し上げます。

木工所の火災につきましては、8 月の 11 日 16 時 10 分ごろ出火、18 時 20 分をもって鎮火、焼損棟数全焼 1 棟ということで、先ほどの質問の中の到着順位につきましては、常備消防の西消防署へ 16 時 17 分に連絡が入っております。16 時 18 分に出動、16 時 26 分現場着、この間 8 分で現場に着いております。また、本町の非常備消防の各部につきましては、第 1 部が 16 時 30 分、第 3 部が 16 時 35 分、第 2 部と第 4 部が 16 時 45 分、その後に本部が現場着となっております。

活動内容につきましては、西消防署の 36 号車が積載水を、また、32 号車が消火栓にて 16 時 27 分に放水開始、31 号車が河川より放水を 16 時 48 分に行っております。本町の消防団につきましても団長の指示により、第 1 部から第 4 部につきましても放水を行い、本部が後方支援ということで活動をしております。

また、昨年 1 年間の出動実態につきましては提出資料にて説明を申し上げます。

別紙提出資料につきましては、1 ページのほうに鳥栖・三養基地区の消防本部の平成 28 年 1 月から 12 月までの火災件数、また、下のほうに救急件数の数字を掲げております。時間がちょっとありませんので、中身の説明は割愛させていただきます。

ただ、ここで上峰町の場合につきましては、皆様御存じのとおり、平成 28 年度につきましては火災 0 ということで数字的には火災件数のところが 0 というようになっています。

また、2 ページにつきましては上峰町の消防団の 28 年 1 月から 12 月までの出動状況を掲げております。本部、1 部、2 部、3 部、4 部、それと、出動の日にちと場所、それと、活動内容等を掲げております。これを見ましても、先ほど御説明申し上げましたとおり、上峰町の場合での火災が 0 ということで、唯一、上峰町で消防団等が出動したのが平成 28 年の 10 月 9 日の行方不明者捜索ということで本町においての出動をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○2 番（吉田 豊君）

はい、ありがとうございます。先ほど総務課長から報告がありました。

で、今の報告を行きますと、西分署が 16 時 17 分に電話を受けて 18 分には出動していますと

ということで、一番最初に現場到着するような状況になるかなと思うんですが、先ほど私も申し上げましたように、知人宅の方向だったから上峰町のサイレン吹鳴を聞いてすぐ外に出たんですね、その方向的にちょうど知人のとこの方向だったから、すぐ私も軽トラに乗って行ったんですよ。そしたらですね、分団の消防車が早くて、私は西分署が遅かったような感じがするんですよ。それで、もし、例えば、常備消防の隊員不足でね、そういう出動が出来るような状況であれば、これはちょっと問題だということでこれをお尋ねしたんです。そういう救急隊員にしろ、消防隊員にしろ、西分署で人員不足ということは全然ないですか。——じゃ、それでいいです。

○議長（寺崎太彦君）

次にいいですか。

それでは、次へ参ります。

質問要旨 2、消防車格納庫の更新年次計画と概算事業費について答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、吉田議員の質問事項の 6 の町長の施政方針に対する取り組みの中の質問要旨 2、消防格納庫の更新年次計画と概算事業費につきまして答弁申し上げます。

本町におきます消防格納庫につきましては、平成 2 年に建設をいたし、築もう 27 年目を迎えているところでございます。第 1 部におきましては平成 27 年度に新築移転を終えております。残る各部からも老朽化や環境面で新築要望の声も上がってきております。特に第 3 部からは新築移転の要望書が上げられ、今後、関係区長と第 3 部の幹部の皆様との場所選定等の話し合いの場を立ち上げていきたいと思っているところでございます。

また、今後の消防格納庫の建設事業計画につきましては提出資料にて説明を申し上げます。

ここに掲げております第 1 部、第 2 部、第 3 部、第 4 部の計画といたしまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、第 1 部につきましては 26 年度に実施設計、27 年度に建築工事、附帯工事、また、28 年度に附帯工事ということで、実質 27 年度で新築移転を終えております。全体事業費としては、右のほうに掲げておりますとおり、30,353 千円の実績が出ております。

それと、次に、第 3 部のほうの関係なんですけれど、先ほど説明申し上げましたとおり、今年度で場所の選定をしていきたいと思っているところでございます。この場所の選定ができましたら、30 年度から大体 3 カ年ぐらいですね、第 3 部についても多分移転という形になってくるかと思えますけれども、計画をこのようにしていきたいと思っているところでございます。概算事業費といたしましては 39,450 千円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 3、消防水利の整備、消火栓の計画的な整備について答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

吉田議員の質問6の町長施政方針に対する各課長の取り組みの中の質問要旨3でございます。消防水利の整備の消火栓の計画的な整備につきまして答弁申し上げます。

本町におきます消防水利といたしまして、防火水槽、消火栓、河川等があります。防火水槽の箇所数につきましては54カ所、消火栓につきましては120カ所を設置しております。

これも添付しております資料を見ながら説明申し上げますけれども、今後の消火栓の設置を行うために必要な予算確保の資料を先ほど言いましたとおりつけております。

本町といたしましては、消防水利につきましては消火栓の設置対応を考えております。現在まで初期消火の目的も合わせまして半径60メートルに届く範囲での設置基準として今まで設置をしているところでございます。今後もこの基準にて計画しますと、提出資料のとおり、約35カ所ほど計画をしているところでございます。これにつきましては総務課といたしまして昨年度より新設5カ所を予定して4,000千円という形での一応計画資料でございます。

ただ、昨年度において新設箇所を予定しておりましたけれども、この消火栓につきましても結構古い消火栓等がございます。昨年度も同じく4,000千円の予算の中で6カ所の補修費用にお金がかかり、最終的に新設したのが2カ所に終わっているところでございます。このように今後は修繕等の維持費にも予算が必要かと思っております。この計画どおりにはいかないかと思っておりますけれども、今現在、総務課で計画を上げています資料を添付しているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

はい、消火栓の計画についてわかりましたがですね、昨年、実は私3部の管轄なんですけど、消火栓の取り扱い説明を3部のほうでしていただきました。そのときに、消火栓のマンホールのふたを消防団員よりも地元の住民が余計知ったわけですね、あけ方を。だから、もうやはり地域の人間の消火栓の活用の訓練も必要ですけども、その前にやっぱり団員は団員らしくするために、訓練を日ごろ重ねてね、さすが消防団員だねという住民の評価を受けるぐらいの訓練をして今後続けていただきたいというふうに考えます。

で、1カ所800千円、単純に割ると800千円ですけども、この中身はどういうふうになっていますか。格納庫、格納箱ですか、ホースとかなんとか、そこまで一式含んで1カ所800千円ぐらいでできるんでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど議員さんのほうから消防団の消火訓練のことを言われておりました。そのことにつきましては事前に吉田議員さんからも聞いておりましたので、先般の第1回の幹部会議のときに、幹部の方に団長よりそのようなことがないようにということで訓示を各部長にいただいているところでございます。今後は、先ほど言われましたとおり、訓練に従事するよう事

務局からもバックアップしていきます。

それと、先ほどのボックスの件なんですけれど、今回のこの4,000千円の中にはボックスは入っておりません。あくまでも地下に埋まっております消火栓の新設と補修工事のみです。

○議長（寺崎太彦君）

これで2番吉田豊議員の一般質問を終了したいと思います。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、4時5分まで休憩いたします。休憩。

午後3時50分 休憩

午後4時5分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さん元気ですか。元気があれば何でもできるということが言われております。お疲れとは思いますが、いましばらくおつき合い願いたいと思います。

では早速、質問をさせてもらいたいと思います。

まず最初に、学童保育について。

このことにつきましては、午前中、同僚議員からも出ましたけれども、私なりにまたお尋ねをしてみたいと思います。

まず第1番に、2学期の希望者は何人おられるかということでお尋ねをしておりましてけれども、これは先ほどの同僚議員の答弁の中で92名だというふうにししをしていただきました。

そこで、私はそれに加えて、その中に障害児童の方がおられるかなという感じがしておりましたものですから、もしよろしければ、その障害児童の方の人数をちょっと教えてもらえればと思います。

そういうことで、今現在、御案内のとおり、小学校体育館2階のスペースを使ってこの学童保育については取り組んでおられますけれども、なかなか私も実際、あの場所に行ってみた感じでは、ちょっと狭いんじゃないだろうかというふうな感じを受けてまいっております。そして、そのほかの保護者の方からもそういうお声を聞く場面もあっております。

そういう中で、今現在、あの地の広さとしては143.6平米、そしてこれを人数的に換算すれば、1人当たり1.65平米以上ということの基準に合わせれば87人程度の広さであるという

ことでありますけれども、現在は92人、それはおおむねという表現の仕方の範囲で捉えてやっていると、またその理由としては待機者が出ないようにするためにということとされているという説明をいただきました。ただ、これからもあの場所で、あのスペースのままでずっと継続してされるものか、その辺がどうなのかをまずお尋ねをし、またいろいろお聞きしたいと思います。

2番目に、指導員の方の有資格化が言われていますけれども、どうですかということであります。これも前者がいろいろとお尋ねになりましたけれども、今現在、条例上では9項目に該当する人がその対象者であると同時に、県が行う研修を受けなければならないということとありますが、今、6名、支援員の方がいらっしゃるということとありますけれども、その方々がどういうふうか、よければもうちょっとお聞かせを願いたいと思います。

3番目に、県内の学童保育に関係する団体との交流、連携をどう考えるのかということでお尋ねをしてみたいと思います。

私が、町外の団体等で知り得ているのは、勉強不足な面で申しわけございませんが、佐賀県放課後児童クラブ連絡会というのがあって、そこがいろんなところで連携をとってされているという話は聞いておりましたけれども、そのほかにも、もしいろんな関係する団体等があり、町としても交流等々を深められているということがあれば、お知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目に、地区懇談会で出た意見に対する対応はどうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

夏休み前の地区懇談会、私、今回、3カ所ぐらいお邪魔をさせてもらって、いろんな御意見を聞かせていただきました。

その中で、まず第1に、あるところで給食がおいしくないという意見が出ました。その方が、そういうふうにおっしゃった方が2名いらっしゃいました。それともう一人は、今、とってもおいしくいただいていますと。ふだんは食べられないような食材も提供してもらって、おいしく食べさせてもらっているの、感謝していますという声もありました。ただ、私がお邪魔したところでは、おいしくないという意見が出ましたが、ほかの地区でどうだったのかなということが1つと、そういう声をきちんと受けとめて今後の学校給食の内容充実に向けてはどのようにお考えかをお尋ねしてみたいと思います。

2番目に、またこれも3カ所お邪魔した中で、スマートフォンによるLINE交換内で、ほかの地区ではいろいろいじめが出てあったという話も聞くわけですが、町内ではいかがですかというふうにお聞きしたら、中学校の先生のほうから実はありますというふうなお答えをいただきました。ですから、ちょっとびっくりしました。

そういうことで、LINEで交換している中でいじめが本当にあっているとするならば、もう、そりゃもう表にはなかなか出てこない、みんなが気づかないうちにどんどんどん

進行していくという可能性は大いにある。じゃ、本当にみんながその辺を、いじめが大きくならんようにきちんきちんと、また慎重に目配り、気配りをせんといけんじゃないかという思いがいたしましたので、その関係について執行部としてどこまで捉えられているか、それと今後の対応についてはどうお考えになるかをお尋ねしてまいりたいと思います。

第3番目に、教師、講師が足りないというのが大きく大きく報道をされております。そういう関係で、我が町、小、中学校の現状がどうだろうかと。うちの学校もそういうことが実際に起きているんだろうかなという感じで思う場面もありますもんですから、まずは現状、どうかをお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、町費による教師の増員はどうかということでお尋ねいたします。

この件については、現在は中学校に2名ですか、小学校に1名、町費での先生方においていただいているということもお聞きしておりますけれども、1番目で聞いているように、この本町の学校に本当に教師が不足というふうな場面が出てきたとするならば、やはり町費でそれを補充というふうなことも考えていかんといけんのじゃなかろうかという感じもしますので、その辺のことをお尋ねしてまいりたいと思います。

3番目に、部活指導者の外部からの確保について、どのように考えているのかということでお尋ねします。

この件についても、もう学校サイドの先生方のカリキュラムがふえてとっても忙しいと。だから、部活までは到底手が回らないとか面倒見切れないというふうなことで、中学校でも外部の方を指導者としてお迎えをして指導をいただくというふうなことが、もう既にその方向に向いているような話も聞きますが、本町としてはどういうふうにお考えか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

第4番目に、国民健康保険広域化について。

まず第1に、来年4月から県も加わって広域化がなされるということが報道されておりますけれども、本町の今現在、現状は、その関係、国民健康保険の状況はどういうふうかということ、まずお尋ねしていきたいと思います。

2番目に、県内20市町、各市町それぞれ事情はおありかと思いますが、来年4月から広域化がスタートするというふうなことも言われておりますが、本当に4月からスムーズに行けるものかどうか、その辺の見通しも含めて町としての考えはどうかをお尋ねしてまいりたいと思います。

第5番目に、ねこの避妊助成はどうなるのかということでお尋ねをしてまいります。

この件につきましては、振り返ってみますと3月ごろにいろいろ、あちこち各地区を回って町長を囲む会とかいうことで皆様方にいろいろお話をお伝えしたというふうなこともあってございました。

そういう中で、もう既に町内では1団体、それから1地区の皆さんが、自主的にこの猫の

避妊に取り組まれているということでございますが、やはりこれは、その1地区、1団体にお願いしているばかりではなくて、やっぱし町としても取り組むべきじゃなかろうかというふうな発言もその折にされておったかと思しますので、その後、まだそこまでは言ってませんが、どのようにお考えかお尋ねをしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、学童保育について、質問要旨1、2学期の希望者は何人か。そして現在の実施場所でスペース的に大丈夫かについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

8番大川議員の質問事項1、学童保育についての要旨1、2学期の希望者は何人か、そして現在の実施場所でスペース的に大丈夫かということのお尋ねにお答えをいたします。

まず、御案内させていただきましたとおり、2学期の学童保育希望者は92名でございます。さらに、現在の区画面積は143.6平方メートル、87名分の施設ということで御案内をさせていただきました。

今回、御質問いただきましたスペースはこのままかということにつきましては、現在の小学校の体育館のスペースではこれが最大でございます。従前はミーティングルーム2つの区画について80名をお預かりしておりました。現在は、廊下を挟んで反対側に旧指導員の指導室という場所があります、その部分も整備いたしまして面積を確保し、87名分の面積と。そこに、原田議員のところでまた御案内させていただきましたように、おおむねということで92名の受け入れをさせていただいておるところではございます。よって、教育委員会といたしましては、現在のスペースのままでの推移になろうかと思います。

さらに、御質問いただきました、その92名の中に障害を持つ児童は含まれているかというお尋ねでございました。

この件につきましては、数字を持ち合わせておりませんでしたので、わかり次第、改めて御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

今、基準といいますかね、1人当たりが1.65平米、おおむねという言葉、使ってありましたですかね。積算して面積を求めてということでありますが、9月からは92名がこの放課後児童保育に参加するとなっていますが、これは今後においてはこれがふえる可能性もあるわけですね。となれば、今の場所ではもう既にスペース的に足りない。ならばやっぱし、ほかのところに場所を求めていくことはどうしても必要なことじゃないかと思います。

ですから、いろいろと今、あちこちお話があっている、あそこはどうかというふうな話もあっておりますけれども、もう一遍お尋ねしますが、今後、きちんとしたスペース確保のためにほかのところにその場所を求めるか、それとも今の場所のまんまでいくものか、それと

も大体、この学校を利用して、例えばいろんな運動面では運動場を利用するとか、そういう学校の近くにあった方がいいということは、もう当然、うたわれていますから、今の場所の近くにまた求めていくか、その辺が今後の考えとしてはどういうふうにお考えか、いま一度お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま大川議員からは、今後ふえる見込みがある場合にスペース的にどうなのかということでお尋ねをいただきました。

教育委員会といたしましても、従前、アンケートをとらせていただいたときに、120名の希望者が潜在的にあるということをつかみました。さらに、今回、夏休みにおいては108名の申し込み者があったという実績がございます。

その中で、スペース的には十分であるとは考えを持っていないわけで、さらなる増設、また近隣で場所を求める等、考え方は複数の検討案件を持っているところではございます。そういうところで、今後もスペースの確保について協議をしながら進めていきたいと思えます。

また、先ほど数字を持っておりませんでした障害を持つ児童さんについて数字が参りましたので、御案内させていただきます。知的に障害を持つ子を2人、それから情緒の障害を持つ子を5名、合計7名をお預かりさせていただいております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今のスペース関係でいけば、そこに参加している子供が体調が悪くなったときとかは、やはりその子供を休ませる場所は当然必要になるわけですね。そうすると、今現在、この143.6平米の中でそういうスペースがあるものかどうか。しかし、もしないとするならば、なおぎちぎちということはもう間違いないわけでしょう。だから、やはりもっと広い場所を求める必要が、ぜひ必要じゃないかと思うわけですよ。

それと、この県のほうの、2017年3月発行というこのガイドラインの中には、障害児童もできるだけ受け入れられる範囲で受け入れなさいというふうなことも示しをされております。そうするとそのときに、いろいろなだろうと思うけれども、やはりそれらの子供たちの関係でもっとスペースが要るんじゃないかなろうかなという感じもするもんですからね。ですから、もうスペース的には、やはりほかに求めていく必要がぜひあるんじゃないかなろうかと思いますが、いかがでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、御心配いただきました、ぐあいが悪くなった子供のスペースについてでございます。

まず、1.65平米というのが、休息をとるといってお昼寝をするとか、そういう横になるときのスペース掛ける人数ということでございまして、実際、学童の授業終わってから夕方までのときは、おおむねミーティングルームのほうにみんな集まって保育をしております。

そういうわけで、従前の、申しました指導員のスペースという、廊下の反対側のスペース、こちらを緊急の場合には子供を休ませるスペースということで運用をしておるところでございます。先ほどの議員御指摘のとおり、本来、もっとそういう専用のスペースとか、いろいろとその施設の拡充については、そういうのがあれば、なおよいというふうに私どもも認識しております。

今後の国が示された運営指針ですとか、そういうところで、この1.65は最低基準というところで、さらに施設が多ければなおよいというふうに認識をしておるところであり、その別のところとか増設とかいろいろその方法があるのですが、そういうことについていろいろと協議を進めているところでございます。

また、先ほど障害を持った子、そちらについても積極的に受け入れをするということしております。受け付けるときには、何らお子さんに対して障害を持っているから受け入れをすることはできないとか、そういうことは一切しておりませんので、積極的に受け入れをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今、いろいろと検討はされていると思いますけれども、私が思うに、やはり今、事務局長が説明になったように、あそこは真ん中に階段上がっていきますね、左側と右側とある。もし、ぐあいが悪い子があったときには、上がって右の方の部屋に休ませるというふうなことですけど、そうなったら今度、左側のスペースでは、なおぎゅうぎゅう詰めという格好になることは間違いないですよ。

だから、そこで果たしてどうかなという感じがするし、今後もまた、先ほどもあったように、最終的には九十何名だけど、希望者としては100名超えた希望の示しがあったということも今報告されましたね。ということは今後については、またこの92名が100名、あるいはそれ以上になる可能性が大いにあるということで捉えておかんといかんと思うわけですよ。

そうすると、そういうときに、やはり場所を離れてでもそれは該当するようにガイドラインではなっているけれども、できるならば近くでしたがいいんじゃないかということをするわけですね。それは、さっきちょっと言ったように、運動場を使うとかいろんな面でも近くにあったがいいだろうと。

ならば、今、小学校の教室とかなんとかの空きスペースはほとんどないと思うから、少し費用は要ったにしても、例えば近くにプレハブ——今のプレハブというのは結構いいプレハブがありますからね、それでも利用してスペースを求める必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。プレハブでの増設、そういうのも一つの案であろうかというふう

に教育委員会といたしましても考えているところでございます。

○8番（大川隆城君）

そういうことの中で、このガイドラインには、やっぱり子供の人権も十分尊重してやらなくてはならないということもうたわれております。

ということから考えますと、やはりぎゅうぎゅう詰めはかわいそうですよ。やはり1.65は2平米でも、少し広いスペースでも確保するくらいにしてやらなくちゃいけないと思いますから、今後、さらに検討をしてもらいたいと思います。

次にお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、指導員の方の有資格化が言われているがどうかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項1、学童保育についての要旨2、指導員の方の有資格化が言われているがどうかという御質問についてお答えをいたします。

放課後児童クラブの指導員は専門職として位置づけられ、指導員は平成32年3月31日までに放課後児童支援員という資格が必要になりました。ということで、午前中にも御案内をいたしました。現在、上峰学童クラブの指導員は、放課後児童支援員の資格取得について目指しております。

その中で、御質問いただきましたとおり、条例の第10条第3項に1号から9号までございます。その中のいずれかに該当する者であって、なおかつ都道府県知事が行う研修を終了した者が放課後児童支援員ということで認めるようになります。

現在、上峰町の6名の指導員のうち、この資格を、まず1号から9号までの中ではございますが、1号保育士の資格を有する者が1名、それから4号、学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者が2名、9号、高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって町長が適当と認めた者において、この2年以上放課後健全育成事業に従事する者として1名、合計4名がこの基本的な条件を満たしている者でございます。こちらについては、それぞれ積極的にこの資格を取りたいということで現在臨んでいるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、6名の支援員さんの中で4名がこの1番から9番まで該当する方だと。そして、その方は、今言う県の放課後児童支援員認定資格研修も受けられた方ということですかね。ということは、あとお二人はまだ研修を受けられていないということですね。そうすると、ほか

の2名の方も研修を受けるように指導といいますか、はされているわけでしょう。

それと加えて、さっき言いました障害児童が7名いらっしゃるということであれば、その子供たちに専属といいますか、専用で当たられる方がおらなくてはならないのかどうか。今度は、そういう方がもし要るとすれば、また新たに指導員さんを増員させんといかんのかなという感じがしますが、その辺いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

2つ御質問いただきました。

まず、支援員の資格を持った者、6名中4名ということでございます。

こちらは、まずもって支援の単位ごとに、要するに上峰町の児童クラブ、3クラスございます。40人が1単位として3単位ございます。それぞれ単位ごとに2人以上の支援員を要するというのが第10条の第2項にうたわれております。そのうちの1人を除き——要するに1人は資格者が必要ですが、もう一人は補助員ということで、先ほど申しました保育士の資格とか、そういうのまでは求めないというふうになっております。

そういうことで、現在のところ、6名中4名がこの支援員の資格を取得することで目指しておるところでございます。残り2人については、この保育士であるとかいう資格、また2年以上の経験とかも持ちませんでしたので、今のところ4名がこの資格取得に臨んでいるところでございます。

さらに、支援を要する障害を持つ子とか、そういうことについて特別にまた配置すべきかどうかということについては、現在の最低条件、この基準の中では求められておりませんが、今後、午前中ありました、その指導員の処遇改善とか、そういう中で、そういう資格を持った者とか、そういう特別な配慮を要する児童への対応とか、そういうものについても今後求められていくものであろうというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今、6人の指導員さんの中で4名の方が支援資格を取るためにされてて、あとお二人が補助員という形ということでありますが、これも同僚議員が言われておりましたが、その資格の關係に含めて今度は手当の問題となってくると、じゃ、資格を持ってある方と、じゃない方はやはり手当が差があるものかどうか。その辺と、それでちょっと詳しくわからないまんま質問していますが、もしその辺で差があったとすれば、資格取れば同額になるとか、その辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

支援員の資格、また支援の資格を持っているか持っていないかによる報酬なり賃金ということでの御質問でした。

放課後児童クラブの施設整備に、国庫補助率のかさ上げということで国のほうからは示さ

れている案件が1つあります。資格を持っている方について、またそれが専属で非常勤ではなく常勤の方と、保護者や生徒との連絡をとったりとか、そういう専門的にする方については、また国からの補助があるというのが1つございます。

また、放課後児童支援員のキャリアアップで処遇改善事業というのが新たに設けるというふうに御案内がっております。こちらについても、経験年数に応じて、また放課後児童支援員の資格に応じてそれぞれ補助を増額していくということで補助事業を用意するというふうに御案内をされています。

その金額については、今後、国、県の基準が示された後、町のまた規則において示すところで金額を決めていくという手順になってまいります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、それは後で、またこう示しがあつてからということでしょうか、今現在、6人いらっしゃる中で4人が研修を受けようとされている。そうすると、あと2名の今現在は補助員という資格の方も、先々は同等の研修を受けて同じ立場というか同じあれに並ぶようにされていくわけでしょう。やはり皆さんがそういうことをきちんと研修受けてされておったが、なお安心というか安全というか、その辺はもう間違いないと思いますから、それは執行部サイドからもそういうふうに進めて指導をされるわけでしょう、その辺、ちょっと確認のためお聞きします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

今、御質問いただきました残り2名についての今後についてでございますが、2名につきましても、今後、例えば9号の2年以上の放課後児童健全育成に従事したという、その期間が満足できれば県の研修を受けていただき、早速をもって放課後児童支援員の資格を取っていただきたいということで自主研修の中でも御案内をしているところでございます。また、御本人につきましても、そういう前向きに検討をしていただいているものと思っております。

以上です。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

質問要旨3、県内の学童保育に係る団体との交流、連携をどう考えるのかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項1、学童保育についての要旨3、県内の学童保育に係る団体との交流、連携をどう考えるのかという御質問についてお答えをいたします。

さきにも御案内させていただきましたとおり、小城市に事務所がありますNPO法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会、こちら、大川議員のほうからも御紹介をいただきました。こちらのほうと現在、連携をとっておるところでございます。連絡会に依頼をし、上峰児童クラ

ブにおいて指導員の研修を行っていただいております。また、ことしも11月に研修を行う予定にしております。

さらに、お尋ねでありました、その他の団体との交流についてはということでございましたが、現在、私ども、他の町村との連携、研修等については、あいにく参加をしております。

ただ、済みません、担当課長会議というのが県のほうであります。こちらのほうでは、いろいろと事例等も御紹介いただきまして、またよその市、町の取り組みなどについても御紹介をいただいておりますので、その分を参考にさせていただきながら勉強させていただいているところでございます。

○8番（大川隆城君）

今、研修等については連絡会と連携をしているということで報告いただきましたが、このガイドラインの中には、これまた同僚議員からも出ておったかと思いますが、保育所、幼稚園等との連携をなさいと、小学校低学年の児童に対する育成支援においては、保育所、幼稚園等との情報交換等の連携が重要であり、特に障害のある子や特に配慮を要する子の育成支援においては、その重要度はさらに増すということで、とにかく幼稚園、保育所との連携を密にやりなさいということでここに示しをされておりますけれども、この辺についてはいかがですか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま障害を持つお子様について、幼稚園、保育園との連携について御質問をいただきました。

この件につきましては、私ども教育委員会教育課の所掌事務の中で、さらに障害を持つお子さんと幼稚園、保育園との連携ということで取り組んでいるところでございます。通常、そのお子さんが小学校に上がってくる際に、それぞれのお子さんの状況、また病気、病名、医療の必要性、そういうものについても連携をさせていただいております。その情報を持って学童クラブの運営についても御案内させていただきながら、支援員の指導員と連携をとっているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

とにかく、もういつも出ますように子供は町の宝であります。ですから、本当にみんなが健全に育ってくれるように、みんなが一生懸命取り組んでいかなくちゃならないと思っています。ですから、先ほどの収容するスペースの問題もそう、それと支援員の皆さんの充実もそう、それから各関係する機関との連携もそう、やっぱしもう研修は何回となく受けられて、今言う、何といいますか、知識も含めて大いに研修を積まれて、この子供たちが立派に育っていくようにバックアップをしてもらいたいと思いますが、今後ともこの上峰の学童保育が

さらによくなっていますように検討を重ねてもらいたいと思います。

特に言いたいのは、その場所の問題、これはもう、ぜひ広く求めてほしいという願いをお伝えして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項 2、地区懇談会で出た意見に対する対応はどうか、質問要旨 1、学校給食の内容充実に向けて、それについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項 2、地区懇談会で出た意見に対する対応はどうかの要旨 1、学校給食の内容充実にむけてという御質問についてお答えをいたします。

まず、地区懇談会の中で、その 1 カ所の地区で給食のことが議題に上ったということで私も各地区懇談会の報告の中から把握をさせていただきました。また、ほかの地区についてはいかがかというときには、ほかの地区については給食のことのおいしくないということについては、御意見は出ていないというふうに承知をしております。

そこで、この学校給食の内容の充実に向けてという取り組みについてでございますが、毎月、学校給食の献立委員会というところで検討をしています。今回、その地区懇談会で出た御意見についても御報告をさせていただき、真摯に受けとめているところでございます。

献立委員会は、学校栄養士、小、中学校の教諭、保護者の代表の方が参加し、先月の献立に対する意見、残菜量の報告、次回の献立の内容検討を行います。献立委員会の中でも、保護者の皆さんから子供が食材について苦手なところがあったとか、組み合わせでやっぱりおいしくなかったとか、そういう毎回、意見も出ております。栄養士のほうについても、栄養価の観点からそういう食材を使うということも多々あるのですが、やっぱり苦手な食材があって、それがおいしくないというふうに反映させることもあります。よって、メニューや献立の中でその同様の食材をどうやっておいしく食べるか、献立するかなどについてもいろいろと協議をさせていただいておるところでございます。また、新しいメニューを考えて栄養士が試作をして検討するなどということも取り組みをさせていただいておるところでございます。

今後もおいしい給食を出せるよう、献立委員会の中でしっかり検討をしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○8 番（大川隆城君）

済みません、今言われた献立委員会と給食委員会ですかね、あれは同じもんですかね。

（発言する者あり）違う。はい、じゃ、違うということですが、今思い出しますと、7月から学校給食無料化が実現しました。その折に、いろんな意見が出た中で、この給食委員会が

開かれてこなかったとか、開かれずにこうしてあったとかいうような話とか、今度は無料化になったら、その質が下がるんじゃないかというふうな意見とかいろいろありましたですね。だからこそ心配するわけですよ。何人か、1人、2人の声としてでも、こういう声が上がるということは、みんながおいしいおいしいと思ってくれるようにしてあるものだと思うている中で、1人でも2人でもこういう意見があれば、えっ何でということの心配をするわけですよ。それが、やっぱしその以前にはこういう意見が随分と出てやりとりした経緯があったことは、もう事務局長もね、御案内のとおりだから。だから、今言う、そういうふうに献立委員会、給食委員会、そういう関係する委員会での協議は、もう十分に重ねておられるかと思いますが、その辺をもう一遍お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

献立につきまして、おいしくないという子供たちがいると、本当、私どもも残念というか悲しくなります。栄養士も毎日、本当に、こう残菜の量とかを気にしながら次の献立ではどうしようというふうなところも考えております。

学校給食というのは、食育の観点からいろんな食材を使います。よって、ふだんこう食べなれていない食材が出てくることもあります。そういうところもあって、ふだん食べなれていないのを、やっぱりおいしくないというふうに感じることも多々あるところでございます。

これについても、栄養士は毎回、各クラスのほうに出向いて、きょうの献立のその趣旨なり、その食材、また地産地消といいますか、地元でとれる野菜について説明をしたり、それから鉄分など、また栄養などでどうしても大豆や私どもがやっぱり苦手とする食材を使わざるを得ない中で献立をつくっているということも、子供たちに食育という観点から御案内をさせていただいておるところです。

よって、毎回、口においしいというばかりではなく、たまにはこう食べたことのない、また組み合わせでは食べにくかったり、そういうことも発生するのが食育、給食というふうに変えながら、それでも調理の中でおいしいと言っていただけの料理を進めていきたいということで努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

とにかくおいしい給食を提供するというところで取り組んでもらっていると思います。

ただ、私がこう振り返って思い返してみますと、過去に給食がとってもおいしくないということで、子ども議会で子供たちからそういう意見が出て、結局、それがきっかけで給食の見直しということになったこともありました。その以前は、もう今言われた残菜がもう結構多く出てだめだということが、その子供の意見を取り上げて改革というか、改正というか、やったおかげで残菜もなくなったという経緯も過去にはありました。

ですから、今々はおいしく食べてもらっているだろうと思うけれども、時々子供たちにアンケート調査でもして状況どうかということでの子供たちの意見をまとめるというか、そ

ういうこともされていく必要がありやせんかと思いますが、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。本当に思い起こせば、私、担当しておったときも、食材の観点から食材も業者さんに委託したときに、もう本当に食材が、いい食材が手に入らない、それを何とかこう給食にさせていただいたのですが、なかなかおいしい給食ができないという時代もありました。現在は、また全てこちらのほう、地元の業者さんに食材を納入していただいて、新鮮でおいしい食材をまずもって入れていただいています。もう第一条件として食材が地産地消、地元のいいものを選んで入れていただいております。そして、それを組み合わせ、メニュー、献立によっておいしい給食にということではしております。

アンケートにつきましても、食育という活動の観点から学校のほうでもいろいろ取り組みをしていただいております。また、メニューについても栄養士が考えるだけでなく、子供たちがみずから考えてこういうのを食べてみたいというのをアンケートをとって、その中からメニューをつくったりという取り組みもしております。

そういうことで、食育という観点から給食を学校の授業の中で大きく取り上げて進めさせていただいているところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

とにかく、子供たちが本当に喜んでおいしい、おいしいってね、食べてもらえるように、もう皆さんで、また、さっき出た献立委員会、給食委員会で十分なる協議を重ねられて、みんなが本当によかったなって思うように、給食の内容充実、そしておいしい給食を提供してもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時55分 散会